

令和4年12月天栄村議会定例会会議録目次

第1号（12月6日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
定期監査、財政援助団体等に関する監査及び例月出納検査の結果	4
村長行政報告	4
一般質問	12
小山克彦君	13
大浦トキ子君	29
熊田喜八君	33
延会の宣告	47

第2号（12月7日）

議事日程	49
本日の会議に付した事件	49
出席議員	50
欠席議員	50
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	50
職務のため出席した者の職氏名	50
開議の宣告	51
議事日程の報告	51
一般質問	51
北島正君	51

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
延会の宣告	75

第 3 号 (12月8日)

議事日程	77
本日の会議に付した事件	77
出席議員	77
欠席議員	78
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	78
職務のため出席した者の職氏名	78
開議の宣告	79
議事日程の報告	79
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
各委員会閉会中の継続審査申出	109
日程の追加	111
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
選挙第1号	115
招集者あいさつ	118

閉会の宣告.....	118
------------	-----

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和4年12月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年12月6日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 定期監査、財政援助団体等に関する監査及び例月出納検査の結果
- 日程第 5 村長行政報告
- 日程第 6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 嶋 正 君	2番	円 谷 要 君
3番	大 浦 トキ子 君	4番	小 山 克 彦 君
5番	廣 瀬 和 吉 君	6番	揚 妻 一 男 君
7番	渡 部 勉 君	8番	熊 田 喜 八 君
9番	大 須 賀 溪 仁 君	10番	服 部 晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	揚 妻 浩 之 君
教 育 長	久 保 直 紀 君	参 事 兼 総 務 課 長	内 山 晴 路 君
参 事 兼 企 画 政 策 会 課 長 兼 計 管 理 者	熊 田 典 子 君	税 務 課 長	塚 目 弘 昭 君

参事兼 住民福祉 課長	小 山 富美夫 君	産業課長	黒 澤 伸 一 君
建設課長	櫻 井 幸 治 君	湯 所 本 長	星 裕 治 君
教育課 主幹兼 課長補佐	星 淳 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事務局 長	北 畠 さつき	書 記	石 井 大 輔
書 記	森 歩		

◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和4年12月天栄村議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和4年12月天栄村議会定例会は成立いたしました。

教育課長、関根文則君より、体調不良のため欠席の届出がありました。

代わりに、教育課主幹、星淳君が出席しております。

ただいまから令和4年12月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 渡 部 勉 君

8番 熊 田 喜 八 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、円谷要君。

〔議会運営委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○議会運営委員会委員長（円谷 要君） おはようございます。

会期の報告。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る11月29日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和4年12月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は12月6日より12日までの7日間と決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、円谷要。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、円谷要君から報告がありましたとおり、本日より12月12日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月12日までの7日間と決定することにいたします。

◎諸般の報告

○議長（服部 晃君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆様のお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎定期監査、財政援助団体等に関する監査及び例月出納検査の結果

○議長（服部 晃君） 日程第4、定期監査、財政援助団体等に関する監査及び例月出納検査の結果について、これらについても皆様のお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎村長行政報告

○議長（服部 晃君） 日程第5、村長行政報告。

村長より令和4年12月定例会における行政報告の申出がありましたので、これを許します。
村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、令和4年12月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議案16件を提案し、ご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、9月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、11月27日に鳳坂トンネル内において、国道118号鳳坂工区の開通式が挙行され、村の念願であった鳳坂トンネルの開通を村議会議員の皆様とともに喜び合えましたこと、大変うれしい限りであります。

国道118号は、中通りと会津地方を結ぶ重要な路線であり、トンネルを含む鳳坂工区3.4キロメートルが開通したことにより、距離・時間が短縮され、アクセスが向上するとともに、年間を通した安全な交通が確保されました。

これを契機として、中通りと会津地方の地域間の連携強化が促進され、地域産業の発展と広域的な物流、観光の振興がさらに進展することを期待しております。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。本県においても新規感染者は10月下旬から増加し、現在は第8波の中にあるといわれております。

これから年末年始を迎えますが、人の移動による人流増加や会食の機会が増えるとともに、インフルエンザが流行する時期でもあります。

村民の皆様には、できるだけ年内にオミクロン株対応のワクチンを接種いただくとともに、引き続き基本的な感染防止対策の徹底と二次感染を広げない取組にご協力くださるようお願いいたします。

次に、全国町村長大会が11月17日に開催され、当面する政策課題に対する取組について、次のとおり大会決議が決定されました。

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料・エネルギーの供給、水源涵養、自然環境の保全など、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の心のふるさとである農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、東京一極集中が続く中で、町村は急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

このような中、長期化するコロナ禍や原油価格・物価高騰などが国民生活及び経済活動に甚大な影響をもたらしている。加えて、自然災害も頻発している。

国と地方は総力を挙げて、感染症対策をはじめ、度重なる災害からの復旧・復興と国土強靱化、東京一極集中の是正と地方創生推進による分散型国づくりに取り組んでいかななくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を生かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域

づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自律的に様々な施策を展開するとともに、災害や感染症に強く、持続可能な活力のある地域を創生し得るよう、特に次の事項の実現を強く求めるものである。

- 1、新型コロナウイルス感染症対策の充実強化を図ること。
- 2、原油価格・物価高騰対策などを強力に推進し、地域経済の再生を図ること。
- 3、食料安全保障の確立と持続可能な農業・農村政策を推進すること。
- 4、東日本大震災、豪雨災害などからの復旧・復興の加速と、全国的な防災・減災対策、国土強靱化を推進すること。
- 5、東京一極集中を是正し、分散型の国づくりを強力に推進すること。
- 6、デジタル田園都市国家構想交付金などを拡充し、デジタルを活用した地域活性化と地方創生のさらなる推進を図ること。
- 7、町村にとって命綱である地方交付税などの一般財源総額を確保すること。
- 8、情報通信基盤とそのネットワークの一層の整備をはじめとするデジタル化施策を積極的に推進すること。
- 9、地方分権改革を推進すること。
- 10、地域からの脱炭素化推進を図ること。
- 11、田園回帰の時代を開き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。
- 12、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。
- 13、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定などによる影響を見据え、国内農林水産業対策に万全を期すこと。
- 14、国産木材の一層の需要拡大・利用促進による林業の振興を図ること。
- 15、ゴルフ場利用税を断固として堅持すること。
- 16、参議院の合区を早急に解消すること。
- 17、領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。

また、新型コロナウイルス感染症対策の充実強化と地域経済の再生、食料安全保障の確立と持続可能な農業・農村政策の推進、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する特別決議も決定されました。

次に、総務関係につきましては、第4回駐在員会議を11月16日に開催いたしました。

1年間の行政運営に対するご協力に感謝を申し上げますとともに、行政区からの要望事項への回答、来年に向けた各種取組の周知と協力を依頼いたしました。

次に、消防防災関係につきましては、10月16日に、村消防団秋季検閲式、11月6日と11月20日には、須賀川消防署長沼分署、湯本分遣所にご協力をいただき、村消防団放水訓練が実施されました。

本年も規模を縮小しての開催となりましたが、多発する自然災害や火災に対する団員の意識高揚、災害への対応力や消防技術の向上が図られました。

次に、移住・定住につきましては、11月27日に東京都内で開催された「福島暮らし・しごとフェア」に出展し、地方で働くことや暮らすことに興味のある方や、福島へUターンを希望する方などからの相談に応じました。

参加された方からは、天栄村の気候や風土、住まいや就業などについて、直接、村の職員などから具体的な話を聞くことができ、移住に対して不安が軽減され、大変よかったとの感想が聞かれました。

今後もこのような機会を通して、移住を検討する方々に対し情報提供を図り、移住・定住につなげてまいります。

次に、関係人口創出を目的に、デジタル社会に対応した地域との交流モデル事業として、県中地方振興局と共同で「オンライン食体験」を12月10日に開催する予定となっております。

本年で2回目の開催となり、全国各地からの参加者と村内の事業所をテレビ会議システムでつなぎ、村内の食材を使った調理体験や生産者の話を聞きながらの食事会などで交流を図りたいと考えております。

今後も様々な事業を展開し、関係人口の創出に努めてまいります。

次に、ふるさと納税事業につきましては、昨年度より、寄附することのできるインターネットサイトを2か所追加し、4か所にした効果と、返礼品取扱い事業所の増加及び返礼品の拡充により、昨年度よりも多くの寄附をいただいております。

今後、例年、寄附が集中する年末に向け、より一層情報を発信してまいります。

次に、9月26日から9月30日に子どもたちの健やかな成長を願いながら、第1子7組、第2子7組、第3子2組、第4子2組のご家庭に子宝祝金を贈呈いたしました。

次に、本年度2回目となる、独り暮らし高齢者世帯などに対する臨時配食サービス事業を10月24日に実施いたしました。48世帯にお弁当を配付し、独り暮らし高齢者や生活困窮世帯の状況確認と生活支援を行いました。

次に、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した施策につきましては、6月に引き続き、村民1人当たり1万円分の商品券を11月26日より各家庭に配付いたしました。生活必需品を含む物価高騰対応として、村民の生活支援や村内の経済活性化の一助となるものと考えております。

また、電力・ガス・食料品などの価格高騰による生活困窮世帯の生活支援として、住民税が非課税の世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金につきましては、11月30日より支給を開始し、来年1月末まで申請を受け付けることとしております。

次に、マイナンバーカード交付事業につきましては、普及啓発のため、7月から新型コロナウイルスワクチン集団接種会場で出張申請を実施するとともに、毎月1回、マイナンバーカード休日窓口を開設し、11月末までに485名の申請を受付いたしました。

これまでの村全体の申請率は59.6%、交付率は50%となっており、今後、全村民に交付できるよう、さらに啓発を行ってまいります。

次に、健康づくり対策につきましては、須賀川医師会と連携し、医療機関での特定健診とがん検診を実施しており、その後、特定保健指導の対象となった方へ保健師が継続的に個別訪問を実施し、食生活の改善や運動の支援を行っております。

また、10月より自主サロンの開催に合わせ、村食生活改善推進委員会の方々による「バランスよく食べて、免疫アップ」をテーマとした講話やお弁当の配布を実施し、栄養バランスや免疫アップの工夫について学んでいただき、好評を得ております。

次に、インフルエンザ予防接種につきましては、65歳以上の高齢者定期接種を全額公費負担にするとともに、妊婦及び1歳から18歳までの村民の方々につきましては、任意接種費用の助成を行っております。これにより、重症化しやすい年齢の方々が予防接種を受けやすくなっており、より多くの方が利用できるよう勧奨しております。

次に、税務関係につきましては、10月の国民健康保険被保険者証更新時に合わせ、滞納者世帯に対する納税相談を実施し、10月13日から14日の2日間にかけては、関東地方の滞納者へ預金差押えを実施いたしました。

また、村税、上下水道料、介護保険料について、年末にかけ、全職員体制で臨戸訪問徴収を行い、滞納額の圧縮及び収納率の向上に努めております。

次に、国土調査につきましては、牧本第28地区の一筆地測量が完了し、仮閲覧の準備を進めており、大里第29地区は、長狭物調査及び一筆地調査が終了し、図根三角点などの設置作業を進めております。

次に、農業関係につきましては、本年の主食用米の生産数量は、飼料用米への転換を推進したことにより、対前年比41ヘクタール減の661ヘクタールとなり、県から提示された目安は、おおむね達成となっております。

また、令和4年産米のJAの買取り概算金は、コシヒカリで60キロ当たり1万100円と、前年より1,300円増となったものの、大幅な下落前の令和2年産米の金額には戻っておりません。

村といたしましては、引き続き県やJAと連携し、安定した米価を維持するため、国から示される生産数量の目安に基づき、主食用米の過剰作付を抑制し、新規需要米や高収益作物への作付転換を推進し、農家の持続的な営農に向け、支援してまいります。

次に、米の食味向上とブランド化を目的とし、11月3日に「第15回天栄米食味コンクール」

を村健康保健センターにおいて開催いたしました。昨年につき、新型コロナウイルス感染防止のため無観客での開催といたしましたが、村内生産者より85点の出品があり、5名の方が金賞、10名の方が優秀賞を受賞され、審査員である米食味鑑定士の方々からは、本村の米に対して高い評価をいただきました。

また、これに先立ち、10月4日に米・食味分析鑑定士協会の鈴木秀之会長を講師に迎え、「時代は変わる。米の生産そして販売戦略も変わる。」を演題に、農政講演会を開催いたしました。

米を取り巻く情勢や新たな販売戦略、米のデータ化と可視化の重要性など、10年先を見据えた取組について、参加した農家の方々に理解を深めていただきました。

12月2日に長野県小諸市で開催された「第24回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」では、総出品数5,280点の中、国際総合部門において、内山正勝さんの「コシヒカリ」、芳賀育実さん、吉成邦市さんの「ゆうだい21」が最高賞である金賞を、小森美明さんの「ゆうだい21」が特別優秀賞をそれぞれ受賞されました。

また、11月28日には、東京都千代田区のホテルメトロポリタンエドモントにおいて、東日本旅客鉄道株式会社の渡利千春常務取締役などをお招きし、村三大ブランドである天栄米、天栄長ネギ、天栄ヤーコンなどの食材を使った料理の試食会を開催し、販路拡大に向けPRいたしました。

次に、有害鳥獣対策につきましては、11月16日までの捕獲期間中、ツキノワグマ20頭、イノシシ83頭、シカ69頭、ハクビシン23匹を捕獲いたしました。

次に、商工関係につきましては、10月10日に第2弾となる20%のプレミアム付商品券を販売いたしました。

今回は、村内3か所の店で商品券を利用し、スタンプを集めて応募すると、抽せんで商品が当たるスタンプラリーも併せて実施しており、消費者及び地元商工業者の経済支援を図りました。

次に、観光関係につきましては、10月29日に、12回目となる「羽鳥湖高原健康ウォーク」を4年ぶりに開催いたしました。

今大会は、新型コロナウイルス感染防止対策を図りながら開催し、約800人の県内外からの参加者に、紅葉で色づいた秋の羽鳥湖高原でウォーキングを楽しんでいただきました。

次に、11月10日に、羽鳥湖高原交流促進センターにおいて、「第11回安全・安心でおいしい地下水サミット」を開催いたしました。

全国加盟9町村が地下水保全の取組や対策について情報共有を図るとともに、基調講演では、福島県日本酒アドバイザーの鈴木賢二氏をお迎えし、「ふくしまの酒、全国新酒鑑評会金賞受賞数9回連続日本一までの軌跡」と題した講話をいただき、これまでの研究や独自の

マニュアル、地元杜氏の養成など、金賞受賞までの数々の貴重な講演を伺うことができ、議員の皆様方にもお忙しい中ご参加いただきまして、盛会裏に終えることができました。

次に、社会資本整備総合交付金事業につきましては、不動橋及び三本松橋の橋梁補修工事を10月に着手いたしました。

また、災害の拡大防止を目的とした緊急自然災害防止対策事業の飯豊地区排水路改修工事及び災害により山腹崩壊が発生し、緊急に事業の実施が必要と認められる箇所に対する補助治山事業につきましては、新林地区補助治山工事をそれぞれ11月に着手いたしました。

次に、上水道事業につきましては、8月に着手した板屋々敷地区排水路改修工事に伴う、配水管の移設工事を10月に着手いたしました。

次に、学校教育関係につきましては、県指定の小中英語パートナーシップ推進事業の取組として、11月11日に天栄中学校及び広戸小学校において、外国語科の授業を公開し、児童・生徒の英語による発信力強化に重点をおいた英語力向上のための実践を、本村のみならず、県中管内の小・中学校、約100名の教育関係者の方々に参観していただきました。

両校の授業では、自分の気持ちや考えを英語で友達と互いに伝え合う活動に積極的に取り組む児童・生徒の姿を見ることができました。

授業後に開催された協議会や全体講話では、外国語指導における小・中連携の在り方についての活発な意見交換や、英語力向上のポイントなどについて講話があり、今後の課題について検討するよい機会となりました。

また、10月から11月にかけて各小・中学校で学習発表会や文化祭が開催されました。各校とも感染防止対策を図り、時間短縮や密を避けるように工夫した発表を行い、日頃の活動の成果を家族に見ていただくことができました。

幼稚園につきましては、10月1日に天栄幼稚園運動会を開催したほか、天栄幼稚園と湯本幼稚園の園児と一緒に学ぶ交流会を実施いたしました。

両幼稚園では、ふだんの幼稚園生活の様子をいつでも見学できるフリー参観や幼年消防活動を実施するなど、行事や保育内容を工夫し、保護者や地域と連携を図る教育活動の実践を行っております。

次に、子どもたちの活躍につきましては、「青少年読書感想文全国コンクール」福島県審査会において、1年生の部で牧本小学校の児童が特選を受賞し、「岩瀬地区造形展」においては、村内各小学校の児童が県推奨作品に多数選出、「村発明工夫展」においては、多くの作品が「県発明展」へ選出される活躍がありました。

また、天栄中学校の吹奏楽部が「岩瀬地区小中学校合奏祭」において金賞を受賞し、県大会へ出場するとともに、2年ぶりに「日本学校合奏コンクール2022全国大会ソロ&アンサンブルコンテスト」へ出場し、銀賞を受賞、テニス部が「福島県中学生新人テニス選手権大会」

において女子団体の部で優勝し、東北大会で3位に入るなど、子どもたちのすばらしい活躍が見られ、村民に明るい話題を提供していただきました。

次に、生涯学習関係につきましては、市町村対抗福島県軟式野球大会におきまして、1回戦が9月18日に行われ、本村チームは葛尾村と対戦し、好機で打線がつながり、6対5で勝利し、3年ぶりに初戦突破をいたしました。

9月23日に行われた2回戦では須賀川市と対戦し、2度同点に追いつく拮抗した試合展開をしたものの、惜しくも4対8で敗れてしまいました。強豪相手に全力プレーで臨む気迫あふれる姿で、応援に力が入るすばらしい試合を見ることができました。

また、11月5日、6日に「第58回天栄村文化祭」を開催いたしました。本年は3年ぶりにステージ発表を行い、キッチンカーや大型遊具を運動広場駐車場に配置し、スポーツフェスティバルを同時開催するなど、にぎやかに開催することができました。

会場には1,000人を超える多くの村民の来場があり、コロナ禍の中、外出機会が少なくなっていた村民の活動の場として大変有意義な文化祭とすることができたと感じております。

また、献血バスによる移動献血を行い、35名の方にご協力をいただきました。

次に、生涯スポーツ関係につきましては、11月13日に「東日本女子駅伝競走大会」が福島市内を会場に行われ、天栄中学校出身の岩崎麻知子選手が福島県の代表として第2区のたすきを任され、区間4位となる力走を見せていただきました。本県は7位となり、2年連続の入賞に大きく貢献された姿は、多くの村民や県民に元気を届けました。

また、11月20日に「第34回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会」が開催されました。

本村選手団は、新しく迎えた選手や中学生、高校生を含め、幅広い年代の選手で臨み、第10区においては、村の部区間賞を獲得するなど、一人一人が力を出し切るとともに、チーム一丸となって走り切り、総合成績45位、村の部で9位と健闘いたしました。

次に、湯本公民館事業につきましては、認知症予防に効果があると注目され、誰もが楽しむことのできる、eスポーツの体験会を、湯本いきいき学び大学の方々を対象とし、湯本小学校の児童も参加して、多世代交流を行いながら開催いたしました。

また、11月13日に湯本体育館において、「第47回湯本地区文化祭」を開催いたしました。湯本幼稚園、湯本小・中学校の子どもたちによるステージ発表、作品の展示、農林産物即売会のほか、本年度末に閉校となる湯本中学校の歴史を振り返る展示及び「第2回湯本中学校の思い出を語る会」も行いました。

また、高齢者の触れ合いの場として、10月4日より、湯本古民家において「えんがわ喫茶」を開催し、近所の方ばかりではなく、近隣の地区からも多くの方が訪れ、笑顔と笑い声が絶えない楽しい時間を過ごしていただきました。

続きまして、本定例会に提案いたしました議案16件の大要についてご説明申し上げます。

議案第1号 天栄村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例から、議案第9号職員の再任用に関する条例を廃止する条例までの9議案につきましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年年齢を65歳に引き上げるほか、所要の改正などを行うものであります。

議案第10号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第13号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の4議案につきましては、去る10月5日に行われた福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告などを踏まえ、職員の給与改定などを行うものであります。

議案第14号 令和4年度天栄村一般会計補正予算につきましては、オミクロン株対応の新型コロナウイルスワクチン接種事業、ふるさと納税事業及び給与改定に伴う職員手当の増などにより、歳入歳出それぞれ1億1,138万7,000円を追加し、予算総額46億5,667万1,000円とするものであります。

議案第15号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定において、未就学児均等割保険料負担金の創設に伴う国保事業報告システム負担金の増などにより、歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加し、予算総額を6億8,662万円とし、診療施設勘定において、新型コロナウイルスワクチン接種に係る一般会計繰入金が増により、歳入歳出それぞれ646万8,000円を追加し、予算総額を6,346万8,000円とするものであります。

議案第16号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、農業集落排水処理施設に係る維持管理適正化計画策定業務委託料の増などにより、歳入歳出それぞれ2,335万1,000円を追加し、予算総額を2億6,748万1,000円とするものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和4年12月6日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（服部 晃君） これで村長の行政報告を終わります。

ここで暫時休議いたします。

10時50分まで休議いたします。

(午前10時34分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時50分)

◎一般質問

○議長（服部 晃君） 日程第6、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次

発言を許します。

今定例会における一般質問者は4名です。質問は、最初に4番、小山克彦君、次に3番、大浦トキ子君、次に8番、熊田喜八君、次に1番、北畠正君の順序によって行います。

質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が
出されておりますので、答弁については的確にお答えをお願いします。

◇ 小 山 克 彦 君

○議長（服部 晃君） 初めに、4番、小山克彦君の一般質問の発言を許します。

4番、小山克彦君。

〔4番 小山克彦君質問席登壇〕

○4番（小山克彦君） おはようございます。天栄村議会会議規則によりまして、一般質問を行
います。

質問の事項。

天栄風力発電所の無償譲渡白紙撤回について。

天栄風力発電所は、経産省の電力買取りのリプレース政策を利用し、三井物産プラントシ
ステム株式会社に無償譲渡の上、旧風車を解体し、新たに風車2基を建設した上で、今年度
から稼働の予定でした。しかし、議会への途中経過の報告が1度もなされないまま、先方か
ら白紙撤回されたことが先日の議会全員協議会で報告されました。

これまでの経過の具体的な説明を求めるとともに、今後の村としての負担はどうなるのか、
対応を伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

天栄風力発電所については、三井物産プラントシステム株式会社に無償譲渡し、同社にお
いて既存風車を撤去、新たな風車を建設し、風力発電事業を継承する計画を進めてまいりま
した。

本年8月18日に同社の社長が来村し、現地での風況調査の結果、平均風速が7メートルを
下回り、想定した発電量が見込めないこと、風車は国内メーカーの撤退により海外製を採用
せざるを得ず、調達コストが大幅に増加することなどにより採算性が取れないことから、こ
の事業を断念する旨、最終報告があり、その内容について8月24日開催の全員協議会におい
てご説明いたしました。

最終報告までの経過につきましては、令和元年9月から令和2年8月まで現地での風況調
査を実施し、データを解析したところ、想定した風力が得られなかったため、追加調査を実

施することとなりました。しかしながら、コロナ禍での行動制限などにより着手時期が遅延したことにより、データの調査・解析と、海外製の風車を導入した場合の収益の試算結果が令和3年8月となりました。この時点で、想定した風力が得られないため採算ベースに合わず、同社による実施の見通しは困難となりましたが、同社より、風力発電参入の計画がある国内2社と本事業の実施に向けた協議を行いたい旨の申出があり、協議が進められましたが、本年7月までに、いずれも実施は困難との結論に至り、8月に同社より最終報告があったものであります。

また、本年5月には、同社以外の事業者において事業継承の可否が検討されましたが、やはり十分な発電量が得られないということで実現には至りませんでした。

十分な発電量が見込めない以上、新たな事業者を見つけることは困難であるため、風力発電施設の譲渡は断念し、村による撤去について具体的に検討していく考えであります。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） この質問の趣旨は、最初にリプレースがあって、平成30年でしたっけ、この話が議会の全員協議会で説明されたんですけれども、それから4年たって今年になって白紙撤回された。途中、風量調査等々が行われてきたということなんですけれども、今年の全員協議会、9月の全員協議会で村長より説明があったときのまず第1の疑問は、撤去費用、これ全額村が負担するようになったのかということと、そのために村は経産省のリプレースを受けるということで、今まで売電行ってきた天栄風力発電所、これをわざわざ停止して、その後の入るはずの売電収入もなくなった。これはあまりにもひどいんじゃないかというようなことが趣旨であります。

それで、まず確認なんですけれども、もし、この撤去費用、これに関しては全て村が費用を出すということに間違いはないですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

撤去費用、こちらにつきましては何らの補助とかそういったものがなく、基本的には村のほうで撤去せざるを得ない状況ではないかと思えます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

それと、風力発電所を止めるまでに発電、最後まで稼働していたのは2基でしたっけ。それをやめたということなんですけれども、停止するまでの5年間の平均の売電収入、単純に売電収入でいいです。経費とか引かなくて。どちらでもいいです。経費引いた収益でもいいし、どちらでもいいんですけれども、それを試算して、風力発電ですから何が起こるか分か

らないというのは、それは分かりますが、それが3年、4年、5年稼働した場合に、大体年間幾らぐらい稼いでくれたのかという試算はしてありますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず売電収入のほうの単純な、5年間のならしでどのぐらいなのかということなのですが、ちょっと今数字は持っているんですが、時間がなくてちょっとならせていない状態なんですが、最終的には止めたのは令和元年度に止めたわけでございます。そちらのときには、もう既に2基の風車が壊れてしまっていて回せない状況になって、途中から2基の運営ということで、最終年度の売電収入については4,534万7,000円というような数字になってございます。

申し訳ございません。もう一度申し上げます。最終年度、2基で動いていたときの年間の売電収入については4,534万7,000円でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） これは単純に売電収入ですね。分かりました。2基の売電収入ですね。分かりました。

とすると、自然の風力ですから、次の年に壊れたかも分からないし、3年もったかも分からない、5年もったかも分からない。それは分かりますが。

それと、前に質問したときに、これ村で引き続き、リプレースしないで営業運転する場合には、平成33年、平成換算で言うと33年ぐらいまでから毎年毎年売電単価がだんだん引き上げてくるような話もあったんですけども、それは加味しないで今日お話ししたいと思うんですけども。

ちょっと整理したいと思うんですけども、リプレースが経産省から発表されたというのは正式に平成何年でしたっけ。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

私どもの持っている経産省のホームページから取り出したものの更新月日を見ますと、平成29年5月18日ということになってございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それで発表が平成29年なんですけれども、これに対して村は、例えば「リプレースしますので募集します」みたいなことをやったのか。それとも、その情報があって、あのときに多分数社、引き合いというか、そういう話があったというふうな話を聞いているんですけども、三井さんのほうは、向こうのほうからこちらのほうに連絡があった

んですか。こっちが、要するに村が募集したのに応募したのか。それとも、相手方のほうから積極的に「どうですか」というふうな話があったんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

村で公募したわけではなく、向こうからのお話だというふうに伺っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それでは、最初に三井プラントさんと接触したのはどちらで、どういう方と接触したんですか。それはいつですか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午前11時04分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お時間をいただき、ありがとうございました。

ちょっと今確認をしたんですが、初めて接触した日というのは正直定かではないんですが、この以前、数年前より同社、三井物産プラントさんのほうから、今こういうリプレースのお話がこれからできてくるというようなことで、もしそういう節にはちょっとうちのほうでも、そういうやっていくような計画があるんでお願いしたいというふうな話は受けていたようです。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） リプレース自体は経産省で話がある前に環境省等々で、全国の風力発電が耐用年数、次、超えるのがあるからということで、そういう話があったというのは知っています。

一番大事なんです。いつ三井プラントさんと会ったのか。その中でどんな話をなされたのかというのをちょっと聞きたいんです。

じゃ、質問を替えます。

それで、風況調査をやるって三井プラントさんが最初に話したのは、最初に村のほうに風況調査をやりますよという話をされたのは、それはいつですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お時間をいただきまして、すみません。

正確な日付、その申入れという期間は分からないんですが、風況調査が令和元年の9月から行われていますので、それ以前、半年程度前からあったのではないかというようなことをございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） そういう大事なことって、多分会って話しますよね。それ、いつ会ったというのは記録していないんですか。誰と会ったぐらいは普通記録しているんじゃないですか。それとも、電話かメールで済んじゃう話ですか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

風況調査をやるということにつきましては、三井物産の担当が来庁しまして、状況説明があったというふうに記憶しております。メールでのやり取りではなくて、担当と産業課のほうで対面で話をしたというような状況でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今副村長が出て答弁なされたということは、副村長も会って話したんですか。それはいつですか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

私が産業課長の時代でしたので。正確にいつというのは、ちょっと時間をいただいて、その当時の資料確認をしてお答えはしたいと思っておりますけれども、私が産業課長をやっていたときでございますので、28年度、29年度、30年度、この年度の中のいずれかということでございますが、詳細につきましては、ちょっとその資料を確認させていただきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） すごい大事なところなんです。というのは、平成12年から風力発電所は稼働してまして、データとしてある程度の風力というか、風況は多分出ていると思うんです。多分風況調査をやるというのは、風力の機械がかなり大きい、発電能力の大きいやつに替えるから風況調査をやるというふうになったのかとは思いますが。

それにしても、大体の風況というのは多分データで分かっているはずなんです。大事なのは、その風況調査をやりますって聞いたのはいつかということなんです。

100%、何というか、天栄風力発電所を買い取って、無償で買い取って、自分のところで撤去して新しい風力発電をやるという、その約束にすごい「わー、いい話だ」といって飛びついたんですけども、風況調査をやるというふうに聞いたときに、普通は、じゃ、その内容によっては進出というか、新しい発電所をやらない可能性もあるなというふうに普通は思っていますよね。だから、いつその話を聞いたかというのを聞きたいんです。まさか黙って風況調査をやったわけではないでしょう。どうですか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、具体的な時期につきましては、ちょっと時間をいただいて調べたいと思います。

なぜやるようになったかということなんですが、一番最初、三井物産でこの事業のお声かけがあった際は、経産省だと思いますけれども、そこでも、今までのデータでもいいですよみたいな感じの流れで進んできたんですが、議員おっしゃるように、機械も替わることだし、やはりもう一度風況調査はやっていただく必要があるというようなことがあって、三井のほうでは「また改めて風況調査をやるようになりました」というような報告があって、じゃ、それはもう仕方がないことですよという状況だったんです。

だから、その時期については、繰り返しになりますが、資料を調べさせていただければと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今、副村長が大事なことを言われました。風況調査をやるということに関しては仕方がないよねって思っていたと。それってすごい大事なんです。仕方がないで済まされる問題じゃないでしょう。だって、風況調査をやって、「ああ、もうこれ風足りないからやりません、白紙撤回です」って言われて、今現実、撤去費用は100%村で出さなくちゃならないことになっているわけでしょう。

あっ、撤去費用。質問抜けていました。産業課長、撤去費用、大体の見積りで幾らですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えします。

撤去費用につきましては今後の検討ということで、今はまだ具体的な数字は申し上げられないところですので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

前回質問、令和元年のときに私が質問したときには、多分2億円から2億5,000万円とかかって聞いたと思いますが。

一般的に建設費用の5割が、普通の撤去費用なんだというふうなことは言われていまして、建設費用10億ですから、大体2億、そんなもんなんだと思いますが、2億円の撤去費用、これ村で出さなくちゃならないですよ、副村長。そのときに、風況調査やります。ああ、仕方がないな。仕方がないんですけれども、そのときに思わないですか。あっ、これはもしかしたら撤退、参入撤退する可能性もあるよというのは、全く思わなかったですか。副村長どうですか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

風況調査をまあ、仕方がないというのは、これは許認可庁のほうで「実施しなさいよ」というふうに……。

〔「誰のほうで」の声あり〕

○副村長（揚妻浩之君） 許認可庁のほうで「実施が必要です」というふうに話があって、進めていく上では必要だということですので、これはもう、やるのは仕方がないなという、そういうまあ、仕方がないというのは、そういうことでございます。進めていく上では、もうやる必要があるということでございます。

もしかしたら駄目になるんじゃないかという、そういうお話でございますが、ちょっと正直なところ、そこまでは思い至りませんでした。でも、そもそも、このリプレースの案件が仮になかったとしても、最終的には、設置者である村がその施設の最終的な方向性は決めて対処していくものでございますので、そこは、その時点で村の負担になるかどうか。いい話ばっか聞いていたんじゃないかということなのかもしれませんけれども、そこは最終的な設置者である村が決めていくことで、その時点では、この事業を進めていくのがよろしいんじゃないかというものが村の方針でございました。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今副村長は、どっちみち村で発電所建設して、何年なのか営業して、どっちみち村で撤去はしなくちゃならないと思っていたやつだから、そういうふうに考えていたんだから、村で新たに白紙撤回されて撤去費用出しても、それはしようがないんじゃないかという話ですか。それはちょっと違うでしょう。

だったら、何でこの発電所、風力発電所、営業を開始して、何年かしてから毎年500万ずつの基金積立てやった。これは「新エネルギー基金」とかという名前ですけれども、その奥には撤去費用の積立金でしょう。それで、平成16年に落雷があって、その後からはもう全額

積立てに回してきましたよね。だったら何で去年、おとしでしたっけ、基金廃止して一般会計に入れたんですか。どっちみち撤去費用が必要だったら、それ残しておけばいいじゃないですか。私は「残しておいたほうがいい」って言ったでしょう。基金をなくしたということは、撤去費用はもう要らないよという考えでなくしたんじゃないですか。どうなの、副村長。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えいたします。

基金の廃止につきましては令和3年の3月でありまして、その時点ではまだこのリブレース計画が進んでおりましたので、村で撤去費用をとすることは考えておりませんので、基金の廃止ということは、もう村での風力発電事業が終わったので、会計も廃止し、基金も一旦廃止をするというような状況でございましたので、そこは今回の三井の断念ということ想定した対応というのは、その時点では考えてはおりませんでした。風力発電の事業が終了したので会計を廃止し、基金も廃止をしたという状況でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） いや、風力発電が廃止になったから、特別会計、風力発電特別会計は、なくなるのは当たり前でしょう。私は今基金の話をしているんです。それは、ちょっと脱線なんで。

それで、私が平成31年、令和元年6月に質問したんですけれども、そのときに村のほうでは「来年の2月ぐらいに協定書を結ぶ予定になっています」というふうなことをおっしゃいました。その協定書というのは結んだんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

協定書につきましては、31年の2月22日付で締結いたしております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） じゃ、その締結のときは、どこで、誰と誰が出席して、向こうは誰と誰が出席して締結したんですか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午前11時31分）

○議長（服部 晃君） ただいま暫時休議中でございますが、昼食のため1時30分まで休議いたします。

（午前11時38分）

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お時間をいただきまして、ありがとうございました。

協定書の締結の際に同席されましたのは、三井物産プラントシステム株式会社からは取締役、常務執行役員外4名、村側からは村長、その当時の産業課長と商工観光係長でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 確認なんですけれども、今、「引渡しに係る協定」という協定でいいんですか。「譲渡契約」とか、そういうんじゃなくて、正式な協定というのは何々という名前の協定なんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらは協定書というようなことでございます。

〔「何の協定書」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） こちらは、「風力発電事業に関し、以下のとおり合意する」というようなことで、まず確認事項というようなことで、例えば「三井さんが新規事業に着手したことになった場合には、村のほうは既存の設備を無償で譲渡する」というようなことであるとか、それから「お互いにそれに向けて協力していく」というようなことの協定書でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 協定書ということですので、正式な契約書までの何か強制力というか、そういうのはないんでしょうか。

というのは、その中身なんですけれども、それ今課長さん見られていましたけれども、それは我々に開示はできますか。

議長から聞いてください。協定書の開示。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 1時33分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時39分）

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） すみません、今渡されたので読んでいないんですけども、この協定書の中には内容として、「風況調査の結果、無償譲渡を破棄する」というようなことの内容というのは書いてあるのかな。どうですか。ないんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

この協定書の中身では、風況調査という部分については記載してございません。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それで、これちょっと今見ただけなんですけれども、例えば、第1条、確認事項の（3）乙及び丙による新規事業への着手は、投資家等からの新規事業の開発及び運営に必要な資金が集まることを条件としていること。

というのは、これは集まらなかった場合は着手されないということですよ。それだけを取っても、もしかしたらこの計画は白紙撤回される可能性があるというのは読み取れると思うんですけども、この時点でそういうふうな思い、考えというのはなかったんですか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この協定を締結した平成31年2月の時点では、この事業が進むものというふうに思っておりましたので、これが行く行くは白紙撤回になるだろうという想定は、この時点では私はしておりませんでした。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） いや、私は風況調査の結果だけで聞こうかなと、尋ねようかなと思っていたんですけども、これ資金の面でも白紙撤回になる可能性、これ見てとれますよね。

今副村長がそういう、白紙撤回されるというようなことは思い至らなかったということなんですけれども、黒澤課長はそのときは係長さんでしたっけ。携わっていないんですか。

村長はこれ多分判こを押してはおりますけれども、そういうふうな思いというのは、この協定書を結ぶときに全く、副村長と同じように思わなかったですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今その当時のことを思い出しているんですが、その当時は脱原発というようなことで、国も国産の風車の製造のほうにも働きかけもしてきていたし、経済状況もいいというようなことで、三井物産プラント、東京海上についても、投資家は当然集まりますというようなことで、私もその当時は、そのようなことで順調に推移するというような思いでおりました。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） そうすると、お二人とも全くそういう、何というのかな、危機。まあ、言ってみれば危機ですよ。白紙撤回して、村では次の年の3月には発電を停止して、経済産業省に廃止の届出を出して、準備万端整えているというふうなことで、全く疑う余地もなく進めたというわけですね。

そのときに、次の年の3月に今度は売買、譲渡契約、これ結ぶ予定になっていましたよね。譲渡の契約、それは結んだんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

譲渡の契約については結んでおりません。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） じゃ、なぜ結ばなかったんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

条件として三井物産プラントシステムが新規事業を着手することを決定した場合に、村のほうでは既存事業の設備を当該者に無償で譲渡してというような形が、取決めがございます。

結局、三井物産プラントさんが事業に着手することを決定した場合、そのときには無償で譲渡するというような、この協定書の第1条の（2）というようなところに書いてあるんですが、そのようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 着手するということを決定した場合に、譲渡契約が進められると。譲渡契約が、多分そのときに結びましようというって判こを押すんだと思いますが。

要するに、これ譲渡契約できなかったということは、着手できないということ、分かります。大体想像できたんじゃないですか。その時点に至っても、全く信用して、もう三井で進めてくれるというふうに思っていたんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

かなり長い時間をかけて、1年間という時間をかけて風況調査をして、それから、また、その風況調査の解析をして、それでも結果的に、結果が出なかったのので、もう一度新たな風況調査を結果的に令和3年6月まで行って、その後にもう一度第三者に、また第三者機関に出して風況の解析をしたというようなことです。

先ほど村長の答弁の中でもありましたが、国内のメーカーがその間に撤退してしまって、海外製にするとなかなかコストが合わない。そしてまた、もちろん、風が平均で7メートルなかったというのが前提ですけれども、さらにその先に、中国製の風力発電システムを入れることも検討したんですが、やはり操業に関してはなかなか不安があるというようなことでもございました。その先に、三井プラントシステムでは、じゃ、それで断念するという話ではなくて、じゃ、なかなかこの事業が三井さんでは難しい部分もあるので、ほかの興味をいただいている会社、そういったものを三井さんで探して、そちらでその事業を継承してやっていく方策を探していたというようなことでいろいろと、実際には令和4年の、本当に最終的な社長さんの決断というか、結局、三井さんで断念するという話までは前向きにいろいろと手を尽くしていただいていたというようなことで、我々はそこで可能性としては、そこに望みを託していたというような部分でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） この計画というか、令和元年から風況調査を1年間やって、結果が出ないからもう一年間やるという、そういうふうな状況もあったし、そういう中で、これいつでしたっけ。発電やめて、経済産業大臣に発電事業届出出したのが令和2年3月でしたっけ。ですよ。やめる考えというか、やめる考えしかなかったんですか。これはちょっと待てよと。ちょっと待てよと。風況調査の状況も悪いし、そういうことを考えると、今年間、経費差し引いても、一番最初の質問でもありますが、経費差し引いても、2,000万までも入るかどうかは分からないですけども、何ぼかは入っている発電所を止める。そこまで決断、よくできましたね。その辺の決断というのは全くなかったんですか。これは危ないぞ。これ先走って、発電所止めて、廃止届出してやるのはちょっと危ないぞという考えは全く、全く村長も副村長も担当課長も考えなかったんですか。思いつかなかったんですか。その辺どうなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

このリプレースに至った経緯でございますが、これまでも私も風車に関わってきまして、

落雷があつて事故が起きると本当にすごいお金がかかってきたり、また落雷によりましてブレードにひびが入って水がたまりまして、その水を抜かないと維持できないというようなことで、日本に1台しかない高所作業車、京都から持ってきて、その補修をする。あとはまた、軸となるボルトが緩んできた。その整備をしなくちゃならない。また、同じ機種で、京都なり関西で2基、強風により倒れたというようなこともありまして、万が一ですね、その場所には入れなくはしておりますが、どうしても山菜取りやキノコ取りに行く方が行ったりと。あと、たまにそこを見に行つて写真を撮つてきている方もいたりというようなことで、万が一倒れたり。そんな心配も当然ございました。

その中で維持費もかかってきているし、もう耐用年数も間もなくというようなことで、ある程度はもう村でこの風車については止めて、撤去せざるを得ないというようなこと。

それと、この風車を稼働させるためには資格を持った方、会津の方にやっていただいておりますが、だんだんご高齢で、もう次はできないというようなお話もいただいて、その後、また新たな方を何とか探して、お願いをして、稼働もさせてきていたんです。その方がもうこれ以上はできない、これ以上はできないって1年延ばし、1年延ばし来た経緯もございません。

そういうことも考慮して、そして今後、やっぱり車と同じ。毎年毎年、車検と同じように、その維持費も年々増えてくるというようなこともありまして、なかなかこれからの維持が厳しいなど。そういう状況の中で、このリプレースのお話があったものですから、できればそういう形でいければ、私も、大分村の負担もなく、いい形でいくのかなと、そういう思いがありました。

その中で、先ほど担当課長からも話がありましたように、なかなか厳しい状況であるというお話もいただいて、私とすれば、いや、せつかくここまで三井物産という大きな会社が、100%出資の会社でございますので、そこは何とか、ここまで協定書を結んだんだから、いい形で進めていただきたい。そういう話はした記憶もございません。

その中で、風況によって風が7メートル、もしくは6.8、6.7ぐらいであれば採算ベースに乗るんですけども、実際は6.4以下であれば、今設置できるドイツ製の風車であれば、20年稼働すれば10億の赤字になってしまうんですと。これではなかなか厳しい状況であるというようなことでありましたので、私は国内のメーカーのものが撤退したときにはちょっと厳しいかなという思いもありましたが、まだまだやれる方向、せつかく三井物産というバックボーンがあるものですから、そこでまたやれる方向、方法を考えて進めていただきたいということはお話をさせていただいた経過があります。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 村長の言われていることはこの間も聞いたし、そういう状況が、いろ

んな状況があるというのは十分承知しています。ただ、そういう状況があるというのは分かっていても、わざわざ今発電している発電廃止。発電やめる直近だって、一番最初に聞いた4,500万の売電収入はあったわけでしょう、経費とか抜きにして。だから、それが全くゼロになるわけです。だから、村長、副村長まあ、執行側は、やっぱり幾らでもいいから村の負担を軽減するという方向性、そういうことは考えるべきだったんじゃないんですか。全くそういうことをせずに、この協定書、判こを押して、三井物産という大企業がやることだから信じてやっているという。それはちょっと危機管理というか、対策としては片手落ちだったんじゃないかなと思います。現に、売電収入が何年か入るのをやめているわけですから。私はそう思います。

先ほど副村長が、もともと基金、撤去のための基金積んでいたんだから、あるんだからって言いますけれども、じゃ何で、この発電所、廃止してその次の年に、今度基金まで取り崩して一般会計に入れたでしょう。その頃はもうこの着手、ほぼやらないような雰囲気だったんじゃないんですか、もしかして。そこまでいっているのに、本当なら令和4年、今年もう新しい事業始まっているわけでしょう、もう。それが2年も3年も4年も延び延び延びになって、それでも信じたんですか。やっぱりそれはおかしいです。この協定をするときとか、そういうときに、ここにも書かれているでしょう、後ろに。「本協定書に定めなき事項及び本協定書の各条項の解釈、もしくは履行につき疑義を生じた場合は、当事者間で誠意を持って協議し、円満に解決するものとする」。これ結んだその後、風況調査を2回もやるとか、そういったふうに疑義って生じていなかったんですか。全く信じたんですか。全く疑いなかったんですか。それはどうなんですか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

風況調査の1回目の結果が思わしくなかったということで、2回、追加の調査を行うようになったわけですが、それはあくまでもその事業を進めていく上でそういう、いい結果が得られるようにということで進めていっているというふうに村では解釈しておりまして、引き続き進める上では、ある程度のデータが必要ですから、試算するにしても。ですから、もう一度追加の調査をして、再度、風況の状況を精査をしたというようなことだと私は思っております。

それから、売電を令和2年の3月に停止をして、FITの認定が令和3年の7月までですので、1年と約半年ですか、その分が要は売電を止めたというような状況にはなっておるかと思いますが、正常に稼働できれば、ある程度の売電収入はあったものとは思われますが、やはり対自然がございまして、ここは何ともお答えのしようがない状況かなということも

あります。

それから、FITの認定が過ぎた8月以降については、今度は東北電力でFITの単価で買い上げるという状態ではなくて、そもそも個別にもう一回東北電力と売買の契約なり交渉をしていかなくちやならないという状況でしたので、平成33年、令和3年8月以降の売電の見通しは、その時点でも立っておりませんでしたので。

確かに、費用を抑えるためには、こういう可能性も検討すべきだったのではないかという議員のおただしも分かりますが、まずは三井で進めている事業をうまく着手していただくことが村にとって一番負担がない状況ですので、そこは結論を得るまでに状況を見守っていたというようなことをごさいます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 風況調査、1年やって風が吹かないから2回目というんですけれども、それを見守っている、見守ると。幾らお願いしたって、神風が、お願いしたから強く吹くなんていうことは多分あり得ないと思うんです。

20年間風車回っていたんだから、風のデータとかというのは多分あるわけなんです。それを見たら、もう無理だなと普通は思うんじゃないですか。それを見守っていくというのが、ちょっと分からないんです。そこまで相手方の企業のほうに依存するというのは。

ちなみに、実はこれ2018年。だから、いつだ。平成何年。2018年に、これ天栄村の企画課の資料を基に、福島大学共生システム理工学類の後藤忍教授さんが「天栄発電所の風車のリプレースのシナリオ分析」というので、いろいろデータを解析してまあ、私読んでも結構分からないんですけれども、難しい言葉があつて。でも、これを読むと、風車の能力によって、さっき村長が言われましたけれども、20年で10億ぐらいしかもうからないとか、10億円赤字だとかという話、載っているんです、2018年に出した福島大学の学者の論文で。これ多分、企画で資料を出しているんで、多分副村長、これ読んでいますよね、見ていますよね。見ていない。見ていない。ああ。

そうすると、ああ、この時点では無理だなと、でっかい風車は無理だなという考えまではいっていないですね。

やっぱり幾ら基金が積んであつてというふうに、からいいだろうと言いますけれども、行政側のそういう危機管理で、1,000万でも、500万でも回収しようとか。例えば企業とこういう協定を結ぶときに、もし駄目だったら撤去費用の10分の1でもいいから出してくださいよみたいな、そういう考え、約束、契約、そういうのをきちっと出して結んでもいいんじゃないかなと思うんです。だって、村は発電所を廃止しているんですから。

そういうことも考えないで、いいだろう、いいだろうと進めてきて、今年の7月になって、「できませんでした。白紙です」「分かりました」で済んででは、我々議会のほうだって、

これ村民がこの話聞いたって、やっぱ納得はできないと思います、本当に。

よく考えてください。何か人ごとみたいで、もう三井プラントシステム信じ切って、何の条件も出さないで話進めちゃって、結局は村では発電収入、売電収入も入らない。撤去費用2億何千万出さなくちゃいけない。結局、丸々損じゃないですか。そういう反省ってないんですか、ここに来て。

どうですか、副村長。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

こういう結果になってしまったのは非常に残念であると思っております。

令和2年の3月に売電を停止するという事は、そもそもこの三井物産の計画、リプレース案件を進めていく上での、まずは条件でございましたので。ですから、この三井物産の計画を進めるに当たっては、村がその売電をやめなければならないというのがそもそもの条件でございますので、その先を見通して、そこで駄目だったらば、ここはFITの満了まで村は継続しますよというようなことは、三井に対してはその時点でも、今でも、進める上ではお互いの合意ですから、そこはその当時の状況とすれば、こういうことで進むのはやむを得ない状況であったというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） だから、お互いの合意なんでしょう、お互いの合意。その合意というのは、まさに平等な合意じゃないでしょう。全く平等じゃないでしょう。何で合意するとき天栄村は発電やめるんだから、わざわざ。その分の補償ぐらいしてくださいよとかって言えないんですか。合意するとき。お互いの合意だからといって、そういう合意、平気で結んでいるわけでしょう、言ってみれば。だから、そういうお互いの合意がおかしいと私は言っているんです。そういう合意はするなって。ちゃんと条件つけた合意をしないと、後々損するじゃないですか。今回みたいに。そうでしょう。そんな合意要らないでしょう、不平等な合意なんて。そんな不平等な合意をそのまま信じてやるというのが、私はおかしいと言っているんです。

これ以上追及してもあれなんで、やめますけれども。とにかく執行側のこの件に関する、協定、リプレースに関するやり方というのは、私は危機管理に対して非常にお粗末な仕事だったなということを言いまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君の一般質問は以上で終了いたします。

ここで暫時休議いたします。

2時25分まで休みます。

(午後 2時09分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時25分)

◇ 大 浦 トキ子 君

○議長（服部 晃君） 次に、3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。

3番、大浦トキ子君。

[3番 大浦トキ子君質問席登壇]

○3番（大浦トキ子君） 1、横断歩道の設置について。

県道289号線の大山団地から天栄クリニック等に渡る際に、横断歩道がないため危険である。村民の方からは、「横断歩道を早く設置してほしい」との要望が多く寄せられている。

早急に設置すべきと思うが、伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

県道下松本・鏡石停車場線の大山団地から天栄クリニックなどへ渡る横断歩道の設置につきましては、9月22日に3番議員立会いの下、村、須賀川警察署及び須賀川土木事務所で現地調査を実施いたしました。

その際も、須賀川警察署から、数ある要望の全てをかなえることは困難であり、本件についても極めて厳しい状況にあること。

さらに、設置については地域全体の合意形成が必要である旨、説明がありました。

今後につきましては、これらのことを踏まえ、協議してまいります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 9月22日木曜日、10時から11時の間に須賀川警察署1名、県土木事務所2名、総務課長及び職員2名、私と計6名で現地調査を実施しました。

警察署の方から、大山行政区区長から要望書を提出するようと言われていましたが、要望書は役場に、総務課のほうに提出しているのか伺いたい。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

大山区からの要望書の提出はあるのかというふうなご質問でございますが、要望書のほうを確認させていただきましたが、大山行政区からの、横断歩道設置についての要望書は出さ

れておりません。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 私も横断歩道の設置に対してはとにかく何回も、飽きられるほど質問しておりますが、特に大山ができてから、もう相当、31年目になりますけれども、前も質問したように、あそこの、今の天栄クリニックさんの後ろのほうにパチンコ店がありました。それでパチンコ店の娘さんが、幼稚園児童でしたか、バスから降りて向こう側に渡ろうとしたときに、そちらの須賀川方面から来た車にはねられて死亡したという、こういう事例がありまして、あそこら辺の目の前で、牧野理容店、床屋さん。目の前でそういう事故があったということで、こういうことは早く横断歩道をここに設置してもらいたいという、そこら辺の近辺の人みんな状況を分かっておりますので、そういうことで要望してくださいと。近所の方からそういうことを何回も言われておりまして、私も再三ここで、議会で質問しているようなわけなんです。

ただ、大山区から要望書が来ていないということは、また大山の区長さんがどのように考えているかということも私のはっきりちょっと、そこら辺分かっておりませんので、その点は前も、何回も言うようですけれども、とにかく私もクリニックさんに行くときに、ああ、ここに横断歩道があれば本当に事故もなく済んだのかもしれないって毎回思っております。

そういうことですから、役場、総務課長のほうから「とにかく要望書を上げてください」って、とにかく……あっ、警察。そういうことは、ちょっとどうでしょうか。そこら辺、とにかく要望書を、何か大山のことをこういうところで言うのも何ですけれども、とにかく大山の区長さんとしても何か抵抗を感じておりますというような手紙までよこされて、私ものがっかりしているものですから。とにかくあそこの近辺の床屋さんとかはもう現場見ているので、ひかれているところ。とにかくそこで、パチンコ屋さんもあそこ撤去したということで。私としても本当に要望が多いということで、何回も議会では取り上げてはおりますが、もう一度役場のほうからも行政区長さんに何とか、警察署のほうでそう言っているんですから、警察のほうで。何としてもそちらのほう、やっぱり警察署のほうでは子どもさんが亡くなっておりますので、本当にこれは一番、この横断歩道は、ここには造ってもいいですよって、もう1時間もかけて、それしているものですから。

そういうことで、どうですか。役場のほうからも、行政区の区長さんにいろいろとお話ししていただいとということはどうでしょうか。村長さん。課長さんでもいいです。どちらでも。お願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

行政区の要望でございますので、議員、地元ですから、地元でまとめていただくということが重要かと思えます。

また、あともう一つ、横断歩道があるから安全という認識は多分違うと思うんです。横断歩道は歩行者優先ということですので、必ず右見て左見て、また右を見たりというような安全確認をして、車が来ないのが分かって、あとは止まってもらったのを分かってから渡っていただくと。そこを勘違いしてしまうと、横断歩道だから車来ても止まってくれるんだらうというのは事故につながりますので、そういう点には十分注意していただければと思います。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） それで、では役場のほうからも一応もう一回、行政区の区長さんにお話をさせていただいて、要望書を上げるようにということをお願いしたいと思います。

行政区のことですから、あまり立ち入ったことをお話しはできませんが、今度の総会に、12月ありますので、その総会でいろいろな皆さんの意見を聞いてから要望書を上げたいという、区長さんからそういう説明がありましたので、その後どのようになるか私も考えたいと思いますので、簡単ではありますが、1回目の質問は終わりにします。

2、鳥獣対策について。

県内の市町村においても鳥獣対策について取り組んでいるところですが、本村でも鳥獣の被害が多く発生していると聞いております。昨年もこの時期に質問をしましたが、その後の状況について伺いたい。

1、作物等の被害の状況はどのようになっているか。

2、1年間の捕獲数は何頭か。

3、報奨金は1頭につき幾らか。また、須賀川市と比べてどうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の作物などの被害状況については、イノシシによる農作物の食害、田畑に侵入して農地を荒らすなどの被害が散見されたものの、大きな被害は報告されておられません。

2点目の昨年1年間の捕獲頭数については、イノシシ118頭、ツキノワグマ13頭、ニホンジカ103頭、ハクビシン28匹となっております。

3点目の報奨金については、有害鳥獣捕獲期間は、本村ではイノシシ及びニホンジカが1頭当たり、成獣で3万6,000円、幼獣で2万2,000円、ツキノワグマが1頭当たり2万円、ハクビシンが1匹当たり3,000円。

須賀川市では、イノシシ及びツキノワグマが1頭当たり2万円、ハクビシンが1匹当たり

5,000円であります。

また、狩猟期間は、本村ではイノシシ及びニホンジカが1頭当たり2万3,000円、須賀川市では、イノシシのみでございますが、1頭当たり2万3,000円であります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 昨年、令和3年と比べて捕獲数というのは、今年はどのようになっていますか。全部で。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今年の捕獲頭数ですが、昨年の先ほど村長が答弁差し上げた数字は1年間を通してということなので、全く横の比較はできないんですが、本年度、今11月現在までで、イノシシについては87頭、ツキノワグマについては20頭、それからニホンジカについては72頭、それからハクビシンについては23匹となっております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、去年と比べてはどのようになっているかということなんですが、全部の合計は、ちょっと計算しないと私も分からないんですけども、去年よりは捕獲数は多いですか。合計で。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今申し上げましたとおり、個体の種類が違うので、それを一概に足すことについては、足せば当然数字は出るんですが、ただ、いわゆる4年度と3年度といえ、先ほども申し上げましたが、まだ年度の途中でございますので、合計すれば当然今年のほうが少なくなっております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、3月だから、まだ期間はあるということでもいいんですね。分かりました。

それで、隊員の数は何名でしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

会員の数というのは、有害鳥獣被害対策実施隊でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） そうしますと、今現在16名になってございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、隊員の数というのは16名で、昨年度とは隊員数は変わらないでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

昨年よりも増えたかどうかというお話なんですけど、昨年の数字は持っていないんですけども、お亡くなりになられた方なんかもいらっしやって、減った部分、新しい方が猟銃を取ってということで、ほぼ横ばいというようなことで理解しております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、捕獲数なんですけど、まだ今12月ですから、3月までということで、3か月延長すれば、もうちょっと捕獲数は多くなると思うんですけど、どうでしょうか。そこら辺はどのように考えておりますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

延長すればというよりも、今は猟期に入っておりますので、3月までの猟期の期間、この期間も一生懸命ハンターの方に捕っていただければ、当然頭数は増えるかと思えます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 鳥獣対策については16名の方で、もうとにかく一生懸命やっていたというので、大変私らも安心しております。隊員数も16名ということで、村民が安心・安全に生活できるように、今後ともこの村の鳥獣対策については頑張ってくださいと思います。

簡単ではありますが、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君の一般質問は以上で終了します。

◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（服部 晃君） 次に、8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

8番、熊田喜八君。

〔8番 熊田喜八君質問席登壇〕

○8番（熊田喜八君） じゃ、一般質問を通告どおり2点ほど質問させていただきます。

最初に、議会費について。

これまでに議会は、定員数を14名から10名まで削減し、直近では平成22年度に議員報酬の引下げを行い、これら以後、年間約1,600万を削減していることとなります。

平成29年12月にも同じような質問をしたところですが、これらは少子化対策の子育て支援に充ててもらったためとしておりましたが、しかしながら、その効果はなく、反対に若い方が議会に関心がなくなっているように思われます。

このことについて村長はどのように考えているのか、伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員定数の削減や議員報酬の引下げは、子育て支援や村財政の健全化を目的に実施されたことから、村では、その趣旨に沿って、幼稚園授業料の無償化や18歳未満の子ども医療費の無料化など、少子化対策や子育て支援の充実に努めており、保護者の方々からは「非常にありがたい」との声をいただいております。

若い世代の議会に対する関心の低下や、地方議会議員の成り手不足などの問題につきましては、人口減少や高齢化の進展も大きな要因と言われており、本村のみならず、日本全体の喫緊の課題であると認識しております。

村といたしましても、議会は住民自治の基盤であり、合議制の住民代表機関として、地域住民の多様な意見を反映しながら合意形成を進め、団体意思を決定するという重要な役割を有していることをご理解いただけるよう、様々な機会を捉え、若い世代の方々に周知・啓発していく考えであります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私は、若い方が議会に関心がなくなったというのの第1点には、私らの時代ですか、今から26、7年前は3期やると議員年金というのがあったんです。それが廃止になったんです。議員年金。だから、前は若い方が3期やると若い方というわけじゃないけれども、議員3期やると議員年金があったというのがもう一つ。

あと私たちが、今村長さんが言われたように少子化対策のために幼稚園の無料化とか医療費を無料化にするために、子育て支援のために議員自ら議会議員を削減し、報酬も減額し、そして充てようと思ったんですが、今現在、若い方が生活していくのに、議会の報酬ではとても生活できないです。それで、最低でも1,600万円を私たちは減額しているわけですから、だから全部戻してくれとは言いませんけれども、せめて25万ぐらいまでに戻してもらいたい。そういう考えで質問したんです。村長はその辺をどのように考えているのかということ。

もう一つは、これからの、村長が言うとおりに若い方々の力で村を変えていく。村にも、

村長の公約の「若い力で天栄村を変えよう」と、村長さんもそういうふうに言われましたけれども、別にお年寄りだから悪いと言っているわけじゃないです。結局、若い方々にも議会に魅力を持ってもらって議会に立候補してもらいたいような、そういうふうな、私たちが後継者をどのように育てていくか。それを村長がどのように考えているかということをお聞きしたかったんです。その辺の考えをお聞かせください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まずは議員報酬についてでございますが、今回12月補正で人事院の報告・勧告により、職員も含め議会議員の皆様方の金額については少しアップする補正で提案するものでございます。

そしてまた、今議員がおっしゃった、ある程度金額というのは、今の経済状況を見たりしながら、または近隣の町村の議員報酬などを見ながら、そこは再度検討しなければならないと思っております。

また、若い方が政治に関心がないというような部分については、村でも今コロナ禍でなかなかできなかったんですが、小・中学生に議会の疑似体験をしたり、様々な機会を設けながら啓発もしていくというような取組もしながら、政治に関心を持っていただくというような取組を地道に進めていく方法が必要であると認識しております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 何か私の質問が納得してもらっていないんだか、よく分かりませんが、私の言いたいのは、結局は今の議員の報酬では若手は議員になって、立候補してきませんよということです。それは物価高でもあるし、実際今私たち手取り20万ぐらいですよ、手取り。20万では、40代、50代の人なかなか出てこないです。だからもう少し、私らが出たときには、私47かな、そのときに5人立候補したんです、40代の方が。だから、それはその当時は、先ほど言ったように、3期やると議員年金があるという、そういう魅力もあったから出てきたと思うんです。今それありませんから。議員年金だってあれでしょう、村のほうも負担しているんでしょう、あの当時は。今は廃止になりましたけれども。議会と村と。そのほかに、その当時は議会に出てくると費用弁償というのもあったんです、議会中でも費用弁償。そのほかに会派費というのもあったんです。そのほかに、古い方は知っていると思いますけれども、3月に期末手当というのもあったんです、30万ぐらい。すごくその当時の議員というのは優遇されていたんです。今はそういうのはほとんどないです。ほとんどないって、廃止というんですか。議会やっても、だから議会なんか5日から6日やって、途中中休みして。特別、予算委員会もやりましたし、決算委員会もやりましたし。

だから、今はそういうふうに、議会に本当に若い方が来て、先輩の議員の方々にいろいろ教えてもらいながら、いろいろ勉強したり、そういうふうな議会だったんです。だから、若い人もいましたけれども、長老の方もいました。だから、いろいろ活発でした。

そういうふうに、私が言いたいのは、もう少し報酬を考えないと、この物価高に対して、何か平均で言うと年間7万から8万ぐらい物価が上がっているらしいです、1家族、大体300万ぐらいの家庭で。

そうすると、現在、今20万もらっていたとしても、それよりも実質的には安い賃金になるわけでしょう。だから、私たちが少子化対策のために減額した全額戻せなんて言いませんけれども、せめて3分の1ぐらいは考えてみてはどうですか。それを審議委員会にかけて相談してみますとか、対応してみますとか。何とか若い方が議員に出てこられるような、執行部のほうも、村長のほうも、そのように考えますとか、そういう答弁が欲しかったんですけども、何かそういう答弁がもらえないので、もう一度お願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

若い方が議員に出てこないというのが議員報酬が原因なのか、その一因にあるかもしれませんが、どういう状況なのか、その辺のまだ確認をしていかないと、なかなかそれは、今後どうしますよというような答弁はできないかと思うんですが、今後そういうところも視野に入れながら、ご意見を聞きながら、あとは社会情勢、経済状況、財政状況などを鑑みながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ、報酬でなければ、何が理由とされているんですか、議員の成り手がいないというのは。報酬が安いばかりじゃない。別な要因もあると言うならば、どういう要因があるんですか、聞かせてください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 今、政治について、選挙なんかも投票率が落ちてきたりと、若い方が投票へ行かない、政治に関心がないという状況も聞いていますが、私も直接いろいろお話を伺ったわけではないので、今後そういうご意見なども伺いながら、そこは検討してまいりたいというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 実は私が議会で皆さんに相談して、そして、これから子どもが、なかなか赤ちゃんを産んでくれないので、皆さんに相談して、そして議員報酬を下げて、少子化

対策に、皆さんで、自分たちから身を削ってやろうという、そういう考えの下、議員で全員協議会の中で話し合っただけの結果が、その割には少子化対策にはなっていない。今、国のほうでも少子対策は一生懸命やっているんでしょ。国のほうも。村でやらなくても、天栄村は率先してやりましたけれども。でも、来年あたりからじゃないですか。消費者のほうで、子ども対策のほうでいろいろ考えているのは。今、天栄村でやっているようなことは、村長は「助かります」と言いましたけれども、今度は国のほうの方針でそういうふうに進んでいくわけでしょう。

そうすると、私たちが今さら議員を14名に戻せとは言いませんけれども、報酬のほうだけは戻すことだって可能でしょう。だから、私は一番は、議会に魅力なくなったというのは、議員の年金がなくなったことじゃないですか。その次に今度は報酬が安くなったから議員になっても生活がやっていけない。私はそう思います。村長さんは、「いろいろな問題がある」と言うけれども、いろいろな問題が、まだほかに、いろいろ調査したりとか。私は今言った、結局、議員年金がなくなったことと報酬が下がったことだと思います。なぜかという、生活、議員やっても、はっきり言うと生活費、最低でも25万ぐらいもらわないと、奥さんがパートで働いても、ちょっと議員生活。議員やっていれば、議会中とか何かあれば結局、普通自営業とか、そういうような場合は家族のほうでやっているかもしれないけれども、サラリーマンとか一般の方なんて、なかなか無理だと思います。だって、須賀川だって、鏡石だって、天栄だって無投票でしょう、ここんところ。この前テレビで見たときなんて、3期連続無投票と、北海道にそういう町村があるんです。私もいろいろ事務局のほうから取り寄せてもらいましたけれども。

だから、私が言いたいのは、村長さんが自ら、結局、見直してもらいたい。審議委員会にかけてもらって。だから、今までの、25年ぐらい前に戻してもらいたいということです。報酬を上げるじゃないんです、元に戻してくれる気ありますか。1,600万を全部戻せとは言わないけれども、その3分の1ぐらいは、今度は国・県のほうも子ども対策には力を入れているんだから、天栄村が今までやってきたことは、国・県のほうが代わってやってくれるんですから、だから、村長が「助かりました」とか、そうじゃなくて、その分を若い方が出てきやすいように元に戻してくださいと言っているんです。答弁お願いします。やる気があるかないか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします

他市の選挙についても無投票だと。ただ、市は大分報酬は高いんですが、それでも。近隣の市町村においてですが、市において議員の報酬はある程度は出ているんですが、そこが選

挙にならなかったと、無投票で決まったということもありますので、一概にはなかなか言えませんが、社会情勢、財政状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 「検討します」では、そんなの意味ないんです。「これから審議委員会にかけて、そして審議委員会の方と相談して、早急に対応します」とかって、そういう答弁が欲しいんです。無投票だと、もう時効だから言いますけれども、私に票を売りに来た人が当選しているんですよ、無投票だと。だから、無投票なんかさせたくないんです、私。だから、若い人が出てきてもらいたいんです。そのためには村長自ら、若い力、「天栄村を若い力」って村長の公約に書かれてあるんですから。「若い力で天栄村を変えましょう」って。私らはもうお年寄りですから。だから、村長が自ら、委員会というのがあるんでしょう。例えば、議員の報酬上げるとか、村長の報酬上げるとかって、そういう委員会があるんでしょう。「そういう委員会に諮ってみます。そして、皆さんと相談して、なるべく早急にそういうふうに対応したいと思います」とかって、そういう答弁いただけないんですか。何かはっきりしないような、ぴしっとしていないのは嫌です。もっとはっきり答弁ください。「そういうふうにやります」って。だって、一生懸命、私らがここまで削減した結果が、赤ちゃんがどんどん増えて子育て支援に回っているんならいいけれども、この効果がなかったんですもの。私だって皆さんに申し訳ないです。そこまで下げてしまったんだから。せめて、27、8年前の報酬に戻すぐらいできるでしょう。それだって、4名議員削減しているんです。その代わり報酬も減額しているんです。そうしたら元に戻すぐらいのことできるでしょう。審議委員の先生方にもそんな説明できるでしょう。あなたの息子さん、20万で会社勤めしますかって言えますか。20万なんて働けないです。だから、「審議委員会にかけて、早急に来年の6月頃までには何とか対応します」ぐらいの答弁ください。どうぞ。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議会議員の皆様方のご意見を聞きながら、あとは財政状況を見ながら、そこは前向きに検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今、「前向きに」と言ったんですか。

[「はい」の声あり]

○8番（熊田喜八君） 「前向きに」って。「早急に」じゃないですね。「前向き」。前向きというのは、どの辺まで前向いているんですか。それを教えてください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

前向きでございますので、どうやったら議員がおっしゃられるような方向に行けるのかどうかというようなことを検討していく一方法でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今12月ですから、もう来年度の、もう新年早々に審議委員会の、審議委員会というのは何名いるんだか私はよく知りませんが、その方に早々に話し合っ、そして「来年の6月の議会までには、ちゃんとしたお答えを出せるようにいたしたい」とか「いたします」とかって、そういう答弁ください。「前向き」じゃ、それいつのことだかさっぱり分からない。だから、期限決めてください。「いつまでに審議委員会にかけて、いつまでに対応します」って、ちゃんと日にちを決めてください。「前向き」とか、そういう答弁じゃなくて、「何月に始まって、何月頃までにはいたします、約束します」って言ってください。駄目なら「駄目」って言ってください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

いつまでという約束はできませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 「いつまでに、約束できない」では、村長、困るでしょうよ。ちゃんと議会でこういうふう一般質問しているんですから。「半年間のうちには何とか」。ねっ。あんまり目途を例えるなんて使いたくないけれども、「その頃までには対応いたします」とかって。「いつまでだか約束できません」。

来年の7月、8月には、村長の村長選じゃないの。その前までにはっきりしないと、この次、村長さんが出てくれるんならば聞きますけれども、はっきり「出てくる」なんて、今ここで言うわけにもいかないだろうから、やっぱり6月までにはちゃんとそういった対応、審議委員会にかけて、6月までには皆さんにまあ、私だけでもいいですけれども、「そのように対応いたします」ぐらいのことはお答え欲しいんですけれども、お願いします。

何回も繰り返しになりますから、はっきり言ってください。「ここまでには対応します。審議委員会に相談します」とはっきり言ってください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

いつまでという約束はできませんが、今現在、県内の議員報酬につきましては、議長、

副議長は別として、議員さん、天栄村は、町村の中では6番目に議員の報酬が、6番目の位置に来ております。そういうところとか、あとは議員以外の、議会議員の皆様方のご意見を聞いたりしながら、そういったものについては前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 国会の答弁みただけけれども、「前向き」とか。まあ、「前向き」なんていうのは、やらないんだか、やるんだかさっぱり分からない答弁なんです。ちゃんとはっきり、「6月頃までには審議委員会にかける。その答申をして、その頃にはご返答もらうよういたします」とか、そういうふうに言わないと、「前向き」というのは、いつが前なのか、さっぱり私には分かりません。これ以上言っても押し問答みたくなるから、繰り返しになりますので、とにかくこういうふうな考えでいますということを審議委員会にかけて、来年度早々に審議委員会を立ち上げてやる考えはありますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 今すぐには、議員がおっしゃるような対応はなかなか厳しいかと思えます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 何かよその市町村とか、どこ調べた、どこ調べたって。私らはどこも調べないで下げたんです、私たちは自分たちで。鏡石と同じにするかと言う人もいましたけれども。天栄村はその当時は高かったんです、実際のことを言うと。よその市町村よりも高かったんです。それは村のほうから言ってきたんです、上げるときには。結局、村の職員と議員の給料の差が開いてきちゃったから、上げないと、調整取らないと駄目だからということで、議員の先生方の報酬も上げますって、そういう話だったんです、その当時は。その当時、上げるのを反対した議員もいたんです。

とにかく隣の市町村とか、どこかの市町村とか、そうじゃなくて、私たちは実際に、くどいようですけども自分たちで、議員を削減して報酬を減額したんです。それを上げてくれと言っているんじゃないんですから、難しくありませんよ、村長さん。上げてくれと言っているんじゃないです。元の報酬に戻してくださいって。それは、今後の若い方のためにとやっているんです。若い方が議会に出やすくするためには、やっぱり報酬、お金でしょうって。だから、そういう方向で進めてくださいって。

時間なくなっちゃいますから、次にいきます。村長、よろしくお願ひします。

じゃ2点目、小・中学校の統合、幼稚園の老朽化、保育所の災害警戒区域など、今後どのような対策や対応を考えているのか。

また、今後の天栄村のイベントについてどのような考えをお持ちなのか伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、中学校につきましては、湯本中学校を令和4年度末で閉校することとし、現在、閉校に向けた手続などを進めております。

統合小学校、幼稚園及び保育所につきましては、それぞれ施設の適正な規模や敷地の広さ、概算工事費などを取りまとめる基本構想・基本計画の策定を進めております。

また、建設候補地の地質調査費用を今回の補正予算に計上しており、その結果を踏まえながら建設場所を決定してまいります。

これらが具体的にまとまり次第、議員の皆様にご説明し、ご理解をいただきながら、まず土砂災害警戒区域内にある保育所の移転整備に取り組み、その後、統合小学校、幼稚園の整備を進めていく考えであります。

次に、今後のイベントの開催につきましては、村の振興と活性化を図っていくため、村民の参加はもとより、村外からの交流人口の増加を目的とした効果的なイベントを、新型コロナウイルスの感染症の状況や費用対効果を十分に考慮しながら開催していく考えであります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 小・中学校の統合問題、これはもう5年ぐらいになるのかな。私が第1回目の小・中学校どうあるべきかという委員になってから4年。どの辺まで進んでいるんですか。教育長のほうがいいんですか、これは。どの辺まで進んでいるかは。小・中学校問題ですから。課長で分かるの。

○議長（服部 晃君） 教育課主幹、星淳君。

〔教育課主幹兼課長補佐 星 淳君登壇〕

○教育課主幹兼課長補佐（星 淳君） お答えいたします。

今現在、統合小学校、幼稚園、保育所の基本構想・基本計画を計画いたしまして、今現在、年度内に基本構想・基本計画を年度内につくるように今進めているところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、これから年度内に構成するという、そういう答弁なんですか。年度内というのは、来年の3月までに計画を立てるという、そういう意味ですか。そうすると、まだ計画は一切立てていないということ。村長にも前に聞いたことありますよね。村長の案とか、その青写真とかあるのかって、前に村長に聞いたことありますよね。そういう案も何もなくて、これから全部、計画案とか、そういうのをつくるということで理解してよろしいんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 今ほど星主幹が申し上げたとおり、基本構想・基本計画を策定しているというようなことで、今年度中に完成する運びでございます。今度それを踏まえて、どれだけ予算がかかるのか。それによって財源の確保など、いろいろ補助事業等を見つけながら進めていく方法、また、場所の選定などもしていくところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、今まで4年間かかっているいろいろ話し合った結果、そういうふうな、私は最初の2年間は小・中学校どうあるべきか委員会のほうに出席しましたけれども、今は検討委員会になっているんですか、諮問委員会になっているんですか。その辺の内容というのは、私詳しく説明もまだ受けていないんですけれども、そうすると例えば小・中学校を統合する場合には、どこに持ってきたらいいとか、どの場所に造るとか、それとももっと、中学校ができていますから、あそこのところに小学校を造るといったって、あそこの山を崩すとか、前を買い取るとかって、そういう話とか、そういうのも構想の中に、今度のあれの中に入っているということなんですか。それとも、これからそれをまとめる。今までの進行状態はどのようになっているんだか、お聞かせください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

場所の選定につきましては、行政報告、あとは12月の補正予算の中でご提案申し上げますが、まず子どもたちが使う学校でございますので、地質調査。地震など、これだけ頻発しておりますので、それが確保できる、地質調査をして安定する場所、そういったところを何か所か地質調査をした上で場所を決めるというようなことで今進めております。

建物については、もう規模等も、概略でございますが、このようなものでというようなことで今構想を練っていますので、今年度中には小学校の統合、3校の統合、保育所、幼稚園、それについての概略が出てきますので、それによって、まずは土砂災害警戒区域にある保育所の移転、その後、小学校。いかに、財源の確保が重要でございますので、そこを見ながら進めていくというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今財源の話が出てきましたけれども、そういうふうな諮問委員会とか、小・中学校のどうあるべきか委員会とあって、そのときに財源とか、そういうのはある程度、確保はできないですから、ある程度の見通しとか、ある程度の道筋をつけてやっていたんじゃないんですか。これから財源の確保に動くんですか。その辺はどうなっているんですか。

そういうふうな、第1回目の小・中学校どうあるべきか委員会というときに、そのときにもう財源の確保とか、そういうのもある程度の確保の仕方とか、結局どうすればいいとか。今までだって、天栄の中学校、湯本の小・中学校、みんな新築しましたよね。そのときに財源、土地も地質調査しましたよね。これから地質調査して、それから今度は財源を確保する、どうするかって、そういうふうになっていくの。何か前のやり方と全然違うみたいだけれども、それは同時進行でやっていくんじゃないの。これから財源の確保を考えるの。今の村長の答弁では、同時並行でやっていたんじゃないの。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

場所の選定については、中学校、幼稚園の近く、役場の近辺というようなことで、アンケート調査で、これは出ました。それによって、まず地盤のいい場所というようなことで、地質調査を行った中で、この近辺で判断をしていくというようなことがまず1つでございます。

その財源につきましては、文科省の補助はありますが、なかなか、それほど率のいい補助ではありませんので、文科省の補助、プラス、過疎の指定を受けましたので過疎債。そのほか、この学校の体育館等、今避難所の施設としても利用する考えでありますので、そういう防災関連の補助等、いろいろ見た中で、なるべく村の持ち出しを極力抑えるような、なくなるような、そんな方向で検討をしている。今ほど言ったように、こちらについては、その金額が出てくれば、同時並行で進めるというような考えでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） とにかく保育所の場合は、今50年に1度の大雨とか、100年に1度の集中豪雨なんていうのは今当たり前ですから。今、保育所の場合はすごく危険な地域ですから、ましてお子さんだし。小・中学校、動いたのは4年前ですけども、今の保育所の場合は、村長もよく、マスコミとかテレビとか新聞で見ますけれども、今の集中豪雨というのは半端じゃないよね。あつという間ですよ。そして、亡くなる方が大体弱者ですよ。だから、恐らく保育所の場合は、もう早急に私はやるべきだと思います。

そんなにお金もかからない。保育所の場合は、どこの補助金使うんだか、それ私は執行部のほうでないからよく分かりませんが、防衛庁の予算つくとかっていろいろ前の村長さんあたりもよく、「防衛庁の予算」「防衛庁の予算」って言っていましたがけれども。何か防衛省の予算はつきやすいんだか、その辺私はよく分かりませんが、いろいろな予算をもらうのは、課長連中らがプロだと思うから、それは課長連中らが知っていると思いますけれども、特に保育所の場合は、いつ、50年に1度とか、集中豪雨という危険な地域なので、とにかく弱者のところは一刻も早く対応してください。時間がないので、次に進みます。

あと、今後の天栄村のイベントについてどのように考えているのか。

私来た当時は、天栄村には運動会、そしてウルトラクイズ。村長さんが実行委員長だったですか、YOSAKOIソーラン祭りとかって。ああいう村全体でイベントというのはありましたよね。そして、前夜祭というと、レジーナの森で花火上げて、大した盛大なイベントでしたよね。ああいうのは天栄村ではやる気はないんですか。今はもうそういうのは、ここ1、2年はコロナだから仕方ないけれども、例えば長沼のねぶた祭りとか、いわせの悠久のまつりとか、恐らく村長さんは招待して行っているから分かっていると思いますけれども、よその地域はそういうことやっていますよね。天栄村でも「清酒で乾杯」というのありましたけれども、何か今回は実行委員長が村民からのいろいろ、一企業に補助金を出すのはいかなものかということで、そういう苦情があったので、実行委員長辞退しましたということで、実行委員長さんとお話ししましたけれども、村長さんともお話ししましたよね。そのときに、「何で村長さん、そんなに簡単に中止するんですか」って村長さんに聞きましたよね。それは村長さんは村の村長なんですから、そういうところには、それが中止になったならば、例えば商工会とか、今の「清酒で乾杯」とか、あと天栄芸能祭とか、そういうのを一つにまとめ、そしていわせの悠久のまつりみたく花火を上げるとか、村民が一緒になって楽しめるようなイベントを考えていますかということなんです。

村長さんも、私の9月の一般質問で「いろいろなイベントを活用して」って、そういう答弁していますけれども、活用していないです。だから、今後はそういうふうな、あれが駄目、これが駄目じゃないんです。一つにまとめて、これとこれと三つ合わせるとこういう方法があるとかって、そういうことを考えたことありますか。また、今後、そういう考えはありますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村民の皆様が一堂に会したイベントというようなことで、前にも震災のあとに天栄村元気祭というのを商工会中心に開催をいたしました。

それから、今度は商工祭という形になってきましたし、あとは村の文化祭、こちらも当時は一緒に村の文化祭と商工祭とやってはいたんですが、どうしても時期的なものがあったというようなことで、商工祭は別々にやってきていたものですから、私とすれば、できれば一緒に、議員おっしゃるように、夜は花火まで打ち上げて、いいイベントになるような、村民の皆様喜んでいただけるようなイベントが開催できればという思いはございます。

こちらについては、実行委員の皆様のご意向もありますので、村だけでやるというわけにはなかなかいきませんので、各団体の方々と協議しながら、より村民の皆様喜んでいただ

けるようなイベントは開催してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長もいろいろそういう各種イベントには、長として招待されるでしょう。ねっ。そうすると、ああ、こういうのはいいなとか、これも村に、天栄村でもやってみようとか、そういう考えはお持ちでないの。

私も岩瀬生まれだから、岩瀬の商工会の前の副会長も会長ともお友達だから。そうすると、こういうふう看板を「悠久のまつり」とかにして、そして寄附を取るんです。寄附を取って、ここに、私の友達はこれ特別だけれども、何百万も1人で寄附するんだけど、10万とか5万とか3万とかって、こういうふうにしてすると、2,000万ぐらい集まるんです、寄附だけで。数えてみたらば、2,000万の花火といたら大変ですよ。

だから、そういうふうな花火大会をやって、午前中は、岩瀬のはもう11時から俵投げ競争とか早食い競争とか、あと三流歌手というんですか、何とか裕二さんとか、そういういろいろな歌手のショーをやって、そして夕方の5時になって今度は盆踊りをやって、7時になると花火大会やるとか。一日中のお祭りなんです。そして、キッチンカーがずら一と来て、村長さんは恐らく招待されて行っているから分かると思いますけれども、そういう、それだって商工会とか村が一丸となって、今は須賀川市ですけども、旧岩瀬村が一丸となってやっていますよね。鏡石もオランダ祭りってやっているでしょう。町が一丸でおみこし上げて。長沼もやっているでしょう、ねぶた祭りとかって。今年もやりました。

そういうふうな村が一体になるような行事を、何か村長になってからやった覚えはないんだけど、そういうふうな。私知っているのは、八代亜紀さん来たときにいっぱい集まったぐらいで、そういうのはあまり記憶ないんですけども。

ただ、私の言いたいのは「清酒で乾杯」って、ああいうふうで大イベントがあったのに、あれを中止にしないで、あれだけじゃなくて、それにまだいろいろ、今度、今言ったように花火大会をくっつけたり、商工会を混ぜたり、芸能祭を混ぜたり、そして大イベントにして、村民が一日中まあ、一日中と言えれば語弊があるかもしれない。11時頃から9時頃まで、そういうふうにして集めるような、そういう考えはないですかって聞いているんです。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 先ほども申し上げましたが、村民の皆様が一堂に会して楽しんでいただける、そういうイベントは必要だと思っておりますし、これまでも、規模は小さくても、そういうイベントも行ってきました。ただ、このコロナ禍によりまして、なかなかいろいろ制限があったというようなことをございますので、ある程度収束が見えた中で、各種団体、商工会をはじめ団体の方々にお声がけをしながらこのイベント実施に向けて進めてまいりたい

と考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 田村市でもやっているんですよ、これ。9月19日に。24日、25日、あぶくまオクトーバーフェスト開催。これも自然と食とお酒の祭典という。ここは入場料を取っているんです。500円の券5枚。5人ということですよ。岩瀬なんかはあれですよ。最低でも1万ですから。すると、結構天栄村の人も寄附出しているんです。村長の寄附はなかったな。天栄村の方も寄附出しています。須賀川とかみんな出しています。そういうふうに寄附を集めることもできるんです。

例えば、天栄二岐、名前は何まあ、YOSAKOIソーランとか夏のウルトラクイズみたいな、ああいうふうな催しでもいいんですけども、あれだったら半日ぐらい。YOSAKOIソーランなんかは2日ばかりでやったでしょう。実際に村長はそのときに実行委員長じゃなかったの。その当時。何で村長になって、またそういうのは全然私関係ないような顔しているの。その辺が村長さん、あれほどYOSAKOIソーランで一生懸命やっていた人が、村長になったらそういうイベントに一切関係ないような。「清酒で乾杯」も私は関係ないみたいなこと言っているから。だから、こういう質問を出したんです。もう少し、もう何というんですか、活気がないから天栄村。もっと活気がある村にしてください。運動会までやれとは言いません。今はもう人集めが大変ですから、運動会は。とにかく見たり、飲んだり。だから、そういうふうに。

あと、私の一番言いたいのは、お子さんも露店というんですか、子どもの頃、露店へ行くとヨーヨーとか、ああいう焼きそば買ったり、ああいうのするの楽しみだったでしょう。そういう場もないですよ、今の天栄の子どもには。今はコロナだから、コロナだからって、みんなコロナ、コロナで逃げられますけれども、今は国そのものも移動も自由ですから。コロナも、もう風邪程度ですから。基礎疾患のある人は注意してくださいぐらいですから。村長もかかったから分かると思いますけれども、本当にあれですから。保健所から2回電話来るぐらいですから。そのぐらいの軽い気持ちです。だから、今の風邪は重症化にならないです、私もかかりましたけれども。ただ、私は喉と倦怠感、耳が遠くなったんだか知らないけれども、そんな感じです。

ピーって鳴ってかな。

そういうことで、とにかくイベントについても、いろいろなイベントを混ぜて、そして議会が結局は「清酒で乾杯」、条例化までしたやつを、村長さんがそこにやっぱり、商工会とか実行委員長とか話し合っ、何か次に進む方法とか、そういうふうに考えて、そしてもう少し活気のある村にしてください。

だって、実際に村長はやっていたんだから、あれだけのYOSAKOIソーランの実行委

員長を。私、何回もレジーナの森で、湖水に舞台を造って、あんな大がかりなことをやっているんです。あれやって寄附集めたんですか、あれは。あれはレジーナの森がほとんど金を出したんですか。ということは、レジーナの森にやっていたということですか、YOSAKOIソーランは。そういうふうに捉えちゃいますよ。何かレジーナの森の湖水にでっかく舞台を造って、そして、レジーナの森の前でYOSAKOIソーランやって。そうすると、あれはレジーナの森のためにやっていただけで、レジーナの森と何か仲悪くなったからやらなくなったの。

じゃ、何で中止になったの。何でやめたんですか。村長になったからですか。まだ時間あるから、答弁ください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） いきさつにつきましては、YOSAKOIソーランジュニア東日本大会、私が実行委員長は第7回まではやっておりました。第8回目になりまして、前の村長が実行委員長になって、そのときに、もうファイナルというようなことで打ち出して終わりにしたというのが、これまでの経過でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） とにかく村長さん、もう少し活気のある村にしてもらいたい。そして、村民の方が、コロナももう、今あれは塩野義ですか、薬も飲んで、風邪同様になるみたいですから。

私から言うと、もう少し活気のある村にしてもらいたい。以上で終わります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

なお、明日は午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

（午後 3時39分）

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和4年12月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年12月7日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 天栄村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 8号 天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 9号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 嶋	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克 彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君
参 事 兼 企画政策 課長兼会 計管理者	熊 田	典 子 君	税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君
参 事 兼 住民福祉 課 長	小 山	富 美 夫 君	産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君
建 設 課 長	櫻 井	幸 治 君	湯 本 支 所 長	星	裕 治 君
教 育 課 主 幹 兼 課 長 補 佐	星	淳 君			

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	北 嶋	さつき	書 記	小 針	陽 平
書 記	森	歩			

◎開議の宣告

- 議長（服部 晃君） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。
よって、定足数に達しております。
教育課、関根文則君より、体調不良のため欠席の届出がありました。
代わりに教育課主幹、星淳君が出席しております。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

- 議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
-

◎一般質問

- 議長（服部 晃君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
-

◇ 北 島 正 君

- 議長（服部 晃君） 1番、北島正君の一般質問の発言を許します。

1番、北島正君。

[1番 北島 正君質問席登壇]

- 1番（北島 正君） おはようございます。

天栄村会議規則により、一般質問を行います。

1、少子化対策について。

毎年、出生数が減少し高齢人口が増え、少子高齢化が進むことが全国的に重要な問題になってきています。

それに対して、国をはじめ全国の市町村でも様々な施策で問題解決に取り組んでいます。村でも、子宝祝金の支給や給食費の補助、子育て相談の開設など少子化対策に努めているところですが、それらの内容と今後の取組について伺いたい。

- 議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

- 村長（添田勝幸君） おはようございます。

お答えいたします。

村の出生者数につきましては、毎年約30名程度であり、また高齢化率が年々上昇している中、少子化対策は、喫緊の課題であると認識しております。

現在、村が行っている少子化対策や子育て支援策につきましては、まず、妊娠期には、子育て世代包括支援センターにおいて、出産や育児に対する相談などのケア、また産前産後の支援を必要としている家庭へのヘルパー派遣など、妊産婦の負担軽減などを図っております。

出産期には、平成7年度から開始した子宝祝金の贈呈を、令和3年度より第1子まで拡充しております。

乳幼児期においては、ご家庭で保育している保護者の交流や相談などの場として、わんぱく広場の開設や、幼稚園の授業料、給食費の無償化も実施しております。

さらに、放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施や、高校入学などの準備金として、該当する世帯に、てんえいジュニア応援金の支給も行っており、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めているところであります。

今後も、安心して子育てができる村として、子育て世代の定着が図られるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援と経済的支援を、他の市町村の事例を参考にしながら、さらに充実させるよう努めていく考えであります。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 村でもいろいろ取り組んでいる話は聞いたんですが、先進地の例ですと、長野県の南箕輪村というところがあるんですね。これは伊那市のそばなんですけれども、ここは人口増加率が県内トップで、近くに伊那市があって、工業団地があるという特殊性もあると思うんですけれども、毎年保育園に200人くらいずつ入っているということがあったりします。

今、産後のお話も出たんですけれども、ここもやっぱり妊娠から出産、子育て、その悩みに対しての一種のパンフレットがあって、それをやっているようなんですけれども、村でも今聞いたんですけれども、お母さん方の集まる機会を持っているというんですけれども、どういような形態でやっているのか。そこはサロンのようなことでやって悩みを解決するようなんですけれども、まずそれを1点、お願いします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） おはようございます。

お答えいたします。

今ほど子育て支援ということで、お子様方、小さなお子様を育てる方の相談の場所ということでのおたただしだと思いますが、私どもは、へるすぴあのほうで、わんぱく広場という場所を開設しております。

そちらには、保育士を2人常勤をさせていただきまして、そこで子育ての相談を受けたり、また、保育所等に入っていないお子様と保護者に来ていただきまして、そこで子どもたちを遊ばせながら保護者の交流の場としているところがございます。

また、子育て支援センターというところもございまして、そちらのほうで妊娠期から出産後の子育てに関係した部分で、保健師等も含めて相談に乗ったりとか、また健診等のご案内もしたりということをさせていただいているところがございます。

○議長（服部 晃君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） そういうことで、お母さん方の問題解決の場は設けているということですけども、次に、ここで保育料の減免をやっているんですが、村では第1子、第2子、第3子と、こういうふうに行っていると思うんですけども、これは県内でも大玉村、この例を見ると、やっぱり1子までは取っているんだね。それが2子目から半額にしたりしていくんですけども、そういう手だてはやっているんでしょうか。3子目は無料とか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

保育所の負担の軽減に関しましてでございますが、当村におきましても、第3子以降の保育料に関しまして軽減措置を行っております。こちらは3月に補助という形で支出をしているところがございます。

○議長（服部 晃君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） 1子、2子、3子の区分けの中で、どういうふうなやり取りをしているんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

1子、2子に関しましては、それぞれの所得に応じまして保険料を確定させていただいておりますが、3子以降に関しましては、それぞれの所得階層に応じた分の軽減措置をさせていただいているところがございます。

○議長（服部 晃君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） 何で子どもを産まないかというのは、やっぱり教育とかそういうふうな育児に金がかかるとか、そういうことで出産しないという方が多いんですね、聞くとね。そうすると、やっぱり1子目まではいるけれども、2子目あたりからはもう半額にするとか、3子目は無料にするとかしないと、ちょっともう増えないと思うんですけども、どうなんですかね。

実際、今の若い方々が結婚する年齢が上がってきているという問題はありますけれども、そういう村の考えはどうなんでしょうか。2子目以降は。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今、村内で議員おっしゃったように、子育て世帯の方々に聞きますと、第2子目まではもうけますが、3子目以降というのは、やっぱり経済的な理由、なかなか大変だと、そういったところがクリアできれば3子目ももうけたいというお話も、私も聞いています。

そういったところは、今後、少子化対策の中でしっかりと対応できるような体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） では、保育料のほうは分かるんですけども、医療費については全額、一部負担部分については村で出しているようですけれども、これも所得制限とか、いろいろあるんでしょうか。お願いします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

医療費に関しましては、ゼロ歳児から18歳まで子ども医療費ということで、全額、一部負担金を無料で医療機関にかかっているところでございますので、おただしの所得制限というのは、ございません。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そういう点は、南箕輪村とかと同じ制度で進んでいるなと思います。そういう部分は、やっぱりホームページなんかでも載せてPRすべきだと思います。すると、若い人らが天栄村に関心を持って、Iターンするような感覚を持つと思いますけれども。

大玉村の例で言いますと、確かに郡山市があつて、本宮があつて、すごく工業団地が近くにあつて、村内の村道自体が6メートル道路かな、田んぼの中の道路が、いい道路があるんですけども、それを皆さんが通勤、郡山に行ったり、本宮に通っているようですけれども、そういうのは、その脇にある民間の住宅がぼんぼん建っているんですね。

ということで、これは建設課の絡みになると思うんですけども、大玉村では多世代同居・近居住宅取得支援事業というのをやっているんですね。これは母屋があつて、若い夫婦が別に棟を建てるときに、40万、50万とかという補助を出しているみたいですが、そういう手当というのは村にありましたか。お願いします。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

ただいまご質問のありました件につきましては、当村においては、そういった補助等はありません。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、大体見ますと、結婚すると、村内を見ると、若い人というのは親と一緒に住むのが大変だということで、鏡石とか須賀川とかに出るのが多いんですね。やっぱそういうやつを解決するためには、そういうような大玉村とか、西郷村でもやっているみたいですが、そういうのをこれから考えていったらどうなのかと思うんですが、どうでしょうかね。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村から出ていかない対策は必要だと思いますので、そこも含めて、参考になる市町村を見ながら村も実施してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そういう部分は、やっぱり県外もすごいところはあるんですけども、県内でも大玉村とか西郷村とかあるんですね。西郷村は、新幹線の駅があるから増えていくんですけども、大玉のほかにも本宮市とか、そういう進んでいるところがあると思うんです。そういうところを見ていって、これからは参考にしてやっていくべきだと思うんです。やっていくつもりでしょうか、どうですか。確実にするんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） これまでは移住定住で呼び込む対策をしてきましたが、出ていかない対策もしっかりしていかないと、この人口減対策にはなかなか進んでいかないということでございますので、議員が今おっしゃったとおり、他の市町村を参考に村でもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そこはやっぱり勉強していただきたいと思います。

小学校と中学校の給食費の関係ですけれども、給食費のうち半額とか、村では負担してくれているんですね。それは食材費だと思うんです、私の感覚では。そういうあれはどうなのかなと思ったり、財源は限りがあると思うんですけれども、教育委員会、どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

現在は3分の1の補助をしておりますが、村の財政状況を見ながら、その対応はしてまいりますというようなことで、前にも答弁をしておりますので、ここは財政状況を見ながら、また、第2子、第3子をもうけていただけるように、経済的な支援、そういったことの視野も入れながら総合的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） では、そこらもよろしくお願ひしたいと思うんですが、来年度、令和5年度、国自体も少子化対策に本気になって予算をよこすようですので、有効的に子育て世帯のほうに回せるようなやつをいろいろ考えていっていただきたいと思います。

では、1点目は終わります。

2点目ですが、原油高騰による農家への対策について。

原油価格や物価高騰に伴い、国内の様々なものが値上がりして、経済活動や家庭生活に影響を及ぼしており、暮らしが苦しくなっております。農家についても、米価が安く再生産費にも不足が生じており、農家経営が不安定な状況であり、その中でも軽油をはじめとする原油高により、なお一層苦しくなっております。

今後の村の農業を守る上から、農家に対して補助の対策について考えを伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村では、10月に開催された臨時議会において、国からの新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し、生活必需品を含む様々な物価高騰に対する支援として、全ての村民に1人当たり1万円の商品券を交付する物価高騰対応生活支援商品券事業、さらに農家に対しては、農業生産コストの負担軽減を図るため、水稻10アール当たり1,000円、水稻以外10アール当たり3,000円を作付面積に応じ交付する農業生産資材価格高騰対策臨時交付金を議決いただき、商品券につきましては、今月1日から使用が開始され、農家への交付金につきましては、年内に交付できるよう進めております。

おただしの原油高騰に対する支援につきましては、今後の原油価格の動向や財源の見通し、さらには国・県及び周辺市町村における支援の状況などを踏まえ検討していく考えであります。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 原油高の関係では、各農家に通知が入っていて、田畑で500円のあれが出るからということで、申請を出してくださいということは来てはいますが、肥料が

昨年と比較すると大体3割から5割くらい増しなんです。そうすると、反当たり500円では、とても追いつかないんじゃないかと。

実際、1町歩当たりの農家で考えると、大体5万ぐらいかさむのかな。だから、6町歩つければ30万とかと、そういう感覚になってくると大変なので、今は500円ですけれども、せめてあとプラス500円、反当たり1,000円くらい出せばどうなのかなと思うんですけれども、そこらはどうなんでしょうかね。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） おはようございます。

お答えいたします。

今、議員からおただしがありましたが、水稻10アール当たり500円というのは県のほうからお支払いされるもので、プラスそこに村のほうでは10アール当たり1,000円ということで、都合合計すると1,500円の補助になるということです。

○議長（服部 晃君） 1番、北畠正君。

○1番（北畠 正君） 失礼しました。それでも2,000円なんだよね、1,500円か。それでもやっぱり足りないと思うんですけれども、そこらはどうなんでしょうか。

県というのは、国のあれも絡みがあるでしょうけれども、福島県肥料高騰緊急対策事業だから、これは肥料だけなんです。前、産業課長も言ったけど、燃料費を出すのは非常に難しいから、燃料についてはやむを得ないと思うんです。だから、せめて肥料で、もう少し村としてあげてくれないと、なかなか農家は大変じゃないかと思うんですけれども、どうなんでしょうか。くどいようすけれども。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

先ほど議員おっしゃったように、あと500円プラスできないのかというようなことで、村はそこに1,000円プラスで1,500円に対応している、近隣の市町村よりも村は大分頑張っていて、そこまで出してきたというようなことでございます。

また、あとは今後の動向を見ながら対応はできるかどうか、近隣の市町村などを見ながら、そこは検討してまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 1番、北畠正君。

○1番（北畠 正君） そうすると、国のほうでも原油高に関して補正を考えているようですので、それが来たら、やっぱり農家に還元するようなことで考えていただきたいと思います。そのときは考えるでしょうからね。どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） 確かに、国のほうで補正で、そういう燃料高騰の対応をしてください
というようなことであれば、村もそこは対応してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 1 番、北畠正君。

○1 番（北畠 正君） では、国のほうでそういうのが来ましたら、速やかに農家に還元する
ようなやつを年内というか、年度内にやっていただくようお願いして、私の一般質問を終
わります。

○議長（服部 晃君） 1 番、北畠正君の一般質問は以上で終了いたします。

以上をもちまして一般質問を終わります。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第 2、議案第 1 号 天栄村職員の定年等に関する条例の一部を改
正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第 1 号 天栄村職員の定年等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について。

天栄村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとす
る。

令和 4 年 12 月 6 日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村職員の定年等に関する条例（昭和 59 年天栄村条例第 15 号）の一部を次のように改正
する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次。

第 1 章 総則（第 1 条）。

第 2 章 定年制度（第 2 条—第 5 条）。

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条—第 11 条）。

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 12 条）。

第 5 章 雑則（第 13 条）。

附則。

第1章 総則。

第1条中「第261号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を」を「当該職員を」に改め、同項各号列記以外の部分中「当該」の下に「定年退職日において従事している」を加え、同項中「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて村長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「よる欠員を容易に補充することができないとき」を「よる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「退職日」の下に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の下に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）第8条第1項に規定する特別調整額の支給を受ける職員の職及び天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和49年天栄村条例第12号）第4条に規定する特別調整額の支給を受ける職員の職（これらの職のうち天栄村国民健康保険診療所において医療業務に従事する医師を除く。）とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

第1号、当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

第2号、人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

第3号、当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合に、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管

理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

第1号、当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

第2号、当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

第3号、当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

第2項、任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、村長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

第3項、任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

第4項、任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することが

できるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、村長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則。

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、附則に次の見出し及び第3項を加える。

(定年に関する経過措置)

第2項、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、61年。

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで、62年。

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで、63年。

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで、64年。

第3項、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、天栄村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年天栄村条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書きに規定する職員に対する第3条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、66年。

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで、67年。

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで、68年。

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで、69年。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

第4項、任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書きに掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）

（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

○議長（服部 晃君） 説明の途中でございますが、ここで暫時休議いたします。

11時5分まで休議いたします。

（午前10時48分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時05分）

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 附則。

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の天栄村職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の天栄村職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、村長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第2項、任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第3項、新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月

31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

第1号、施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者。

第2号、旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者。

第3号、25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者。

第4号、25年以上勤続して施行日前に退職した者（第3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者。

第2項、令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

第1号、施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者。

第2号、施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者。

第3号、施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者。

第4号、25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者。

第5号、25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者。

第3項、前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内

で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

第4項、暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

第5項、任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

第2項、令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

第3項、前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

第1号、施行日以後に新たに設置された職。

第2号、施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職。

第2項、令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

第1号、施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職。

第2号、施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職。

第2項、令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条又は第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

第1号、基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）。

第2号、基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）。

第2項、令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

第3項、令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を

超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

提案理由を申し上げます。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年を65歳に引き上げるほか、所要の改正を行うものであります。

主な内容につきましては、職員の定年年齢を2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和14年度には65歳とするものであります。また、役職定年を60歳とすることでありまして、

第1章から第5章としまして、内容の共通した条文をまとめるため、章名を追加しております。

第1章、第1条につきましては、引用条項の改正をするものでございます。

第2章、第3条、第4条につきましては、職員の定年を60歳から65歳に、湯本診療所の医師については65歳から70歳に引き上げるなど、公務の運営に著しい支障が生じる場合、引き続き勤務をさせることができる旨の改正規定でございまして、

第3章、第6条から第11条につきましては、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる役職定年制の導入に関する規定であります。定年引上げに伴い役職定年制を導入するもので、上限年齢を60歳とし、60歳以後、被管理監督職員、管理職以外の職員となる改正規定でございまして、

第4章、第12条につきましては、定年前再任用短時間勤務制についての規定を整備するものであります。60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができるのとされる規定の整備でございます。

なお、これまでの職員の再任用制度で、短時間勤務とする規定の整備でございます。

第5章、第13条につきましては、附則の委任事項の整備であります。

附則の第2項につきましては、定年に関する規定の経過措置を定めるもので、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間、定年年齢を2年に1歳ずつ引き上げ、定年年齢を65歳とする経過措置を規定するものでございます。

第3項につきましては、湯本診療所の医師に関する定年年齢に関する経過措置規定でございます。

第4項につきましては、定年退職前年度に60歳以後の任用、給与等に関する情報の提供と、60歳以後の勤務の意思を確認する情報提供及び勤務の意思の確認に関する規定でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第2号 天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第2号 天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年天栄村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

議案説明資料の8ページをお願いいたします。

地方公務員法の改正を踏まえ、第3条の引用条文の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第3号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第3号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和44年天栄村条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中「期間、」の下に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

議案説明資料の9ページをお願いいたします。

地方公務員法の改正を踏まえ、文言の改正をするものでございます。定年延長に伴い、減額支給となったものの支給額の $\frac{1}{10}$ を限度とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第4号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第4号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年天栄村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の下に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

第5号、天栄村職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員。

第10条第1号中「（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

第5号、天栄村職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員。

附則。

(施行期日)

第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2項、改正後の第2条第2項第1号及び第10条第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

第3項、天栄村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年天栄村条例第号）附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、天栄村職員の定年等に関する条例（昭和59年天栄村条例第15号）第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

提案理由を申し上げます。

議案説明資料の10ページをご覧ください。

地方公務員法の改正等を踏まえ、引用条文等、所要の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年天栄村条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則。

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

提案理由を申し上げます。

議案説明資料の12ページをお願いいたします。

こちらも地方公務員法の改正を踏まえて、引用条文等、所要の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

大変ご苦勞さまでございました。

皆さんに申し上げます。

明日は、午後1時30分から開催いたします。

なお、議員の皆様には、この後、午後1時30分より全員協議会、その後、各常任委員会を開きますので、議員控室にお集まりください。

ありがとうございました。

(午前11時40分)

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和4年12月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年12月8日（木曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第 6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 7号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 8号 天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 9号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 5 議案第10号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第11号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第13号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第14号 令和4年度天栄村一般会計補正予算について
- 日程第10 議案第15号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第16号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第12 各委員会閉会中の継続審査申出
- 日程第13 議案第17号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第14 議案第18号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第15 選挙第 1号 公立岩瀬病院企業団議会議員選挙について
招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君
参 事 兼 企画政策 課長兼会 計管理者	熊 田	典 子 君	税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君
参 事 兼 住民福祉 課 長	小 山	富美夫 君	産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君
建 設 課 長	櫻 井	幸 治 君	湯 本 支 所 長	星	裕 治 君
教 育 課 主 幹 兼 課 長 補 佐	星	淳 君			

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事務局 長	北 畠	さつき	書 記	小 針	陽 平
書 記	森	歩			

◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

教育課、関根文則君より、体調不良のため欠席の届出がありました。

代わりに、教育課主幹、星淳君が出席しております。

(午後 1時30分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第1、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例（平成29年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

第3号、天栄村職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員。

第12条の表中「

第5条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
--------	-----	-----------------

第11条第2項第2号	短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
------------	---------	---

」を「

第11条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
------------	---------------	---

」に改める。

第17条の表第11条第2項第2号の項を次のように改める。

第11条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
------------	---------------	---

第17条の表第13条第2項の項を次のように改める。

第13条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
---------	---------------	------------

第17条の表第13条第4項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第25条の2の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務等」に改める。

第19条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務等」に改める。
附則。

第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）附則第16項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

提案理由を申し上げます。議案説明資料の14ページをご覧ください。

地方公務員法の改正を踏まえ、国及び県に準拠し文言等の所要の改正を行うものでございます。

改正案第2条中に第3号の条文を追加し、現行の第12条の表中「第5条第9項」を削っております。

また、第12条から第19条まで「短時間勤務職員」などの文言を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるとともに、所要の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第7号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第7号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年天栄村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
附則。

（施行期日）

第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

提案理由を申し上げます。議案説明資料の17ページをご覧ください。

地方公務員法の改正を踏まえ、引用条文等所要の改正を行うものでございます。

第2条、第19条については表中のように改正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第8号 天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第8号 天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和49年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第22条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

附則。

第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第7条、第10条及び第17条の規定は、適用しない。

提案理由を申し上げます。説明資料18ページをご覧ください。

地方公務員法の改正を踏まえ、引用条文等所要の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第9号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第9号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について。

職員の再任用に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の再任用に関する条例を廃止する条例。

職員の再任用に関する条例（平成12年天栄村条例第32号）は、廃止する。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年延長に伴う定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴いまして廃止するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第10号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第10号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和52年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の162.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

第11項、令和4年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の165」とする。

附則。

（施行期日）

第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、令和

5年4月1日から施行する。

第2項、この条例（附則に1項を加える改正規定に限る。）による改正後の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第3項、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由を申し上げます。説明資料の19ページ、議案第10号、議案第11号説明資料をご覧ください。

一般職の職員の給与改定勧告の状況を踏まえ、県に準拠し期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

令和4年の人事院勧告及び天栄村人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、福島県の特別職における期末手当が引上げとなる見込みであることから、本村におきましても同様に、議会議員の期末手当を年間100分の5引上げとするよう改定するものでございます。

議案第10号説明資料の上段の表が現行の支給割合であり、6月期と12月期合わせて、年間100分の320となっております。

改正案につきましては、下段の表のとおり、年間100分の5を引き上げ、100分の325とするものであります。

改正条文の第5条第2項では、令和5年の6月期と12月期で平準化し、それぞれ100分の2.5、附則第11項では令和4年12月期で100分の5引上げとなるよう改定するものであります。20ページの新旧対照表につきましては、これらの改正条文でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第11号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第11号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和31年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の160」を「100分の162.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

第17項、令和4年12月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の165」とする。

附則。

（施行期日）

第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2項、この条例（附則に1項を加える改正規定に限る。）による改正後の村長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第3項、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の村長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由を申し上げます。説明資料19ページ、議案第10号、第11号説明資料をご覧ください。

先ほどと同じように、一般職の職員の給与改定勧告の状況を踏まえ、県に準拠し期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第10号と同様に、福島県の特別職における期末手当が引上げとなる見込みであることから、本村におきましても同様に、村長等の期末手当を年間100分の5引上げとなるよう改定するものであります。

議案第11号説明資料の上段の表が現行の支給割合であり、6月期と12月期合わせて、年間100分の320となっております。

改正案につきましては、下段の表のとおり、年間100分の5を引き上げ、100分の325とするものであります。

改正条文の第3条第2項では、令和5年の6月期と12月期で平準化し、それぞれ100分の2.5、附則第17項では、令和4年12月期で100分の5引上げとなるよう改定するものであります。

なお、22ページの新旧対照表は、これらの改正条文でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の70」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の95」を「100分の100」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別紙につきましては、省略いたします。

第2条 職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第9項を次のように改める。

第9項、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2を削る。

第11条第1項第2号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「する額（以下）の下に「この号にお

いて」を、「得た額（以下）」の下に「この号及び第3号において」を加え、「（その者）」を「（当該職員）」に、「、その者」を「、当該職員」に改め、同項第2号中「6万700円」を「6万7,900円」に、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には、」に改め、同条第2項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第6項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第15条中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第18条第2項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の70」を「100分の67.5」に改める。

第19条第1項中「この条及び」を「この項から第3項まで及び第5項並びに」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の100」を「100分の97.5」に改め、同項第2号を次のように改める。

第2号、前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額。

第25条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第9条」を「第5条第1項から第8項まで、第9条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

第16項、当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の法（次項第2号において「令和5年旧地方公務員法」という。）第28条の2第3項に規定する条例で別に定める職員に相当する職員のうち、規則で定める職員にあつては、60歳を超え64歳を超えない範囲内で規則で定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第18項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

第17項、前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

第1号、臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員。

第2号、令和5年旧地方公務員法第28条の2第3項に掲げる条例で別に定める職員に相当する職員のうち規則で定める職員。

第3号、法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員。

第4号、法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）。

第18項、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第20項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

第19項、前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第20項、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第16項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第18項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第21項、附則第18項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第16項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定

めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第22項、附則第16項から前項までに定めるもののほか、附則第16項の規定による給料月額、附則第18項の規定による給料その他附則第16項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別紙については、省略いたします。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下この項及び次条において「給与条例」という。）第18条第2項、第18条第3項及び第19条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

第3項、第1条の規定（第18条第2項、第18条第3項及び第19条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給料の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

第3条 改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第16項から第22項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第4条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年天栄村条例第25号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第3項、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年天栄村条例第25号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4項、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

第5項、暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第18条第3項の規定を適用する。

第6項、新給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第7項、新給与条例第5条第1項から第8項まで、第9条、第10条及び第20条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第8項、前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（その他の経過措置の規則への委任）

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

提案理由を申し上げます。説明資料19ページの議案第12号説明資料をご覧ください。

第1条による改正でございます。

福島県人事委員会勧告に準拠し、一般職員の給料表の改定及び期末・勤勉手当を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

第2条による改正につきましては、地方公務員法の改正を踏まえ、60歳到達日以後の給料月額を7割とするほか、所要の改正を行うものでございます。

令和4年の人事院勧告及び福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、若年層の給料月額に重点を置いて引き上げるほか、再任用職員を除く一般職員の期末・勤勉手当をそれぞれ年間100分の5、再任用職員の期末手当を100分5引き上げるとなるよう改定するものであります。

まず、再任用職員を除く職員につきましては、上段の表が現行の支給割合で、6月期と12月期合わせて、年間100分の235となっております。

改正案につきましては、下段の表のとおり、期末手当、勤勉手当をそれぞれ年間100分の5を引き上げ、期末手当が100の240、勤勉手当が100分の100とするものであります。

第2条の改正では、令和5年の6月期と12月期で期末・勤勉手当をそれぞれ100分の2.5、第1条の改正では令和4年12月期の期末・勤勉手当をそれぞれ100分の5引上げとなるよう改定するものであります。

次に、再任用職員につきましては、上段の表が現行の支給割合で、6月期と12月期合わせて、年間100分の130となっております。

改正案につきましては、下段の表のとおり、年間100分の5引き上げ、100分の135とするものであります。

第2条の改正では、令和5年の6月期と12月期でそれぞれ100分の2.5、第1条の改正では令和4年12月期を100分の5引上げとなるよう改定するものであります。

24ページの新旧対照表においては、これらの改正条文でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

2時35分まで休議いたします。

(午後 2時20分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時35分)

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第13号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第13号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のとおり改める。

別紙。

別紙につきましては、省略いたします。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。議案説明資料の40ページをご覧ください。

一般職の職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の給料表を改定するため、所要の改正

を行うものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第14号 令和4年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第14号 令和4年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,138万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億5,667万1,000円とする。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年12月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

71ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正についてご説明いたします。

今回の変更でございますが、緊急自然災害防止対策事業につきましては、工事設計額の増額に伴い、限度額1億3,240万円から1億3,810万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

地方債補正につきましては以上でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳入歳出予算につきまして事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入でございます。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、補正額799万8,000円の増。令和3年度須賀川地方保健環境組合一般会計歳入歳出決算に係る決算余剰金が確定したことに伴う、須賀川地方保健環境組合過年度構成市町村分担金返還金でございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額76万7,000円の増。障害児施設措置費に係る障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児医療費等国庫負担金60万円、管外保育所入所者の増加に伴う施設型給付費として、子どものための教育・保育給付費国庫負担金14万4,000円、未就学児均等割保険料の創設に伴う国保事業報告システム改修に係る未就学児均等割保険料負担金2万3,000円を見込んでおります。

2目衛生費国庫負担金、補正額724万5,000円の増。オミクロン株対応ワクチン接種に係る新型コロナウイルスワクチン対策費負担金を見込んでおります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額21万5,000円の増。マイナンバーカード普及推進に係る個人番号カード交付事務費補助金を見込んでおります。

3目衛生費国庫補助金、230万円の増。オミクロン株対応ワクチン接種体制整備に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金を見込んでおります。

6目教育費国庫補助金、42万円の増。学校等における新型コロナウイルス感染症対策資材購入補助の追加交付として、学校保健特別対策事業費補助金を見込んでおります。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額38万3,000円の増。障害児入所給付費等県費負担金及び障害児医療費等県費負担金30万円、管外保育所入所者の増加に伴う施設型給付費として、子どものための教育・保育給付費県費負担金7万2,000円、未就学児均等割保険料の創設に伴う国保事業報告システム改修に係る未就学児均等割保険料負担金1万1,000円を見込んでおります。

2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、補正額430万2,000円の増。農業施設の長寿命化の新規取組に係る多面的機能支払交付金355万2,000円及び新規就農者の増加に伴う新規就

農者育成総合対策事業補助金75万円を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

3項委託金、2目農林水産業費委託金、補正額16万4,000円の増。燃料費価格高騰に伴う
広戸川防災ダム維持管理委託金の増であります。

7目民生費委託金、補正額4万3,000円の増。全国在宅障害児・者等実態調査の実施に係
る委託金を見込んでおります。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額935万円の増。ふるさと納税のがんば
れ天栄応援寄附金の増を見込んでおります。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額7,200万円の増。

22款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額50万円の増。燃料等価格高騰に伴う天栄村デー
サービスセンター光熱水費等使用料を見込んでおります。

23款村債、1項村債、4目農林水産業債、補正額570万円の増。林道一本樹線道路改良工
事に係る実施設計額の確定に伴う増でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、今回の補正のうち、2節の給料及び3節の職員手当等につきましては、12月の給与
条例改正に伴う所要額の増でございますので、それぞれの目における説明は割愛させていた
だきたいと思っております。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額24万9,000円の増。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額76万円の増。

3目財政管理費、補正額19万3,000円の増。12節、決算統計調査表の変更に伴う財務会計
システム改修委託料の計上でございます。

5目財産管理費、補正額107万3,000円の増。10節、役場庁舎冷暖房設備改修工事により、
ボイラー暖房からエアコンに変更したことに伴い、灯油代を369万7,000円を減額し、新たに
電気料477万円を計上しております。

6目企画費、補正額957万2,000円の増。10節及び13節及び18節、こども未来応援事業に係
る予算の組替えでございます。

12節、大山住宅団地に隣接する北小屋池周辺の環境整備委託料71万8,000円、また公共施
設整備基本計画策定に係る地質調査として公共施設整備基本計画地質調査業務委託料716万
円。14節、電力柱の移設に伴う移設工事費130万円、鳳坂トンネル供用開始に伴い、イント
ラネット光ケーブルの撤去が必要となることから、新たに基幹系の代替回線を構築するもの
として、バーチャル・プライベート・ネットワーク拠点整備工事請負費39万4,000円を計上
しております。

7目支所及び出張所費、補正額18万5,000円の増。

10目ふるさと納税費、1,550万円の増。返礼品の拡充により寄附額が増額の見込みとなることから、7節報償費等250万円、11節、寄附金に係る決済等の各種手数料130万円、12節、電算業務や受領証明書発行業務等に係るふるさと納税業務委託料235万円。24節、がんばれ天栄応援基金積立金467万円及び子ども未来基金積立金468万円を計上しております。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額31万円の増。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額37万5,000円の増。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額36万4,000円の増。7節全国在宅障害児・者等実態調査に係る調査員報償4万4,000円を計上しております。

2目老人福祉費、補正額179万1,000円の減。7節、10節、12節につきましては、新型コロナウイルスによる感染防止の観点から敬老会を中止したため、減額するものでございます。

5目障害対策費、補正額120万円の増。障害児施設の利用者の増加に伴う計上でございます。

次のページをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額225万5,000円。18節、管外保育所入所者の増加に伴う保育施設への給付費としまして、施設型給付費84万5,000円。19節支給対象者の増加に伴い、子宝祝金130万円を計上しております。

3目保育所施設費、補正額56万円の増。10節、電気料価格高騰等に伴い、23万円を計上しております。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額11万円の増。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額12万円の増。

2目予防費、補正額954万5,000円の増。オミクロン株対応の新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る体制整備、ワクチン接種費用などを計上しております。

3節、時間外勤務手当としまして200万円、10節、灯油代10万円、11節、国保連合会手数料3万4,000円、12節、新型コロナウイルスワクチン接種事業委託料74万3,000円、13節、複写機使用料20万円、27節、国保（診療施設勘定）特別会計繰出金646万8,000円を計上しております。

3目環境衛生費、補正額4万7,000円の増。

5目保健センター施設費、補正額178万5,000円の増。燃料費高騰に伴い、灯油代を計上しております。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額85万円の増。中郷地区のリサイクルハウスの更新としまして、リサイクルハウス設置工事費を計上しております。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額33万円の増。

3目農業振興費、補正額473万2,000円の増。18節、農業施設の長寿命化に新たに組み込む3地区分の多面的機能支払交付金を計上しております。

5目農業施設費、補正額185万1,000円の増。給与改正等に伴う人件費及び電気料価格高騰に伴い、農業集落排水事業特別会計繰出金を増額計上しております。

6目水利施設管理費、補正額25万4,000円の増。燃料費等の増額でございます。

7目国土調査費、補正額14万円の増。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額124万4,000円の増。農業経営規模拡大支援事業補助金49万4,000円、新規就農者育成総合対策事業補助金75万円を計上しております。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、40万円の増。電気料価格高騰に伴う計上でございます。

2項林業費、2目林業振興費、補正額570万円の増。林道一本樹線道路改良工事に係る実施設計額の確定に伴う計上でございます。

次のページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、4目地域開発費、補正額92万円の増。1節、新型コロナウイルス感染症により活動に影響を受けた地域おこし協力隊について、3年を超える地域おこし協力隊は2年を上限として任期特例が創設されたことから、谷島氏の新たに延長となった雇用期間延長分として現年度分、1月から3月分に係る地域おこし協力隊の報酬57万円を計上しております。また、10節では、燃料費高騰に伴い、ガソリン代35万円を計上しております。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額9万円の増。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額3,000万円の増。除雪委託料の計上でございます。

2目道路新設改良費、補正額25万円の増。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額464万2,000円の増。額の確定に伴う計上でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額224万9,000円の増。1節及び8節につきましては、天栄中学校への教育支援員1名の費用。10節及び17節は、学校保健特別対策事業費補助金を活用した学校等における新型コロナウイルス感染症対策消耗器材及び資材購入費。12節では、牧本小及び天栄中の支障木除去費用として環境整備委託料38万7,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額230万7,000円の増。10節燃料費及び電気料高騰に伴う灯油代56万6,000円、電気料120万4,000円のほか、小学校の施設修繕費38万円。17節、老朽化した給湯室ガス台の更新のための施設管理用器具7万5,000円を計上しております。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額835万3,000円の増。10節、電気料価格高騰に伴う電気料108万2,000円。14節、老朽化による体育館の修繕費用としまして、天栄中学校体育館修繕工事請負費727万1,000円を計上しております。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額212万円の増。14節、天栄幼稚園の園庭に新たに送迎用の通路を設置する費用としまして、幼稚園園庭通路設置工事請負費190万円を計上しております。

5項社会教育費、5目伝統文化施設費、補正額75万円の増。

6目生涯学習センター費、補正額145万円の増。5目、6目ともに電気料価格高騰に伴う計上でございます。

次のページをお願いいたします。

6項保健体育費、3目学校給食センター費、補正額7万円の増。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額27万3,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 84ページの道路維持費の中で除雪委託料3,000万取ったんですが、これ当初予算では全然取っていなかったんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

当初予算では1,000万円ほど計上しておりました。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 当初は1,000万で、4,000万なんですが、大分当初予算、少な過ぎるんじゃないかと思うんですが、どういうわけで当初予算があまりにも低かったんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

当初予算の際には、1年先というんですか、当初予算の予算算定時期が1年前くらいになるということもありまして、その先の動向等もまだ見込めないということもありますので、取りあえず1,000万ほど計上しておいて、その中で動向等を見て、今回の補正で対応させていただいたという経緯でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 確かに除雪の問題は1年前にやるようになると思うんですが、ただ今回、これ3,000万という金があるからいいけれども、ある程度のやつは今までの例年を見ながら取るべきだと思うんだけど。これほど一挙に3,000万も取るというのは、ちょっと。その辺が予算といえども真剣に組んでいただきたいなというふうに思うんです。何でも予算は予算でもういいやくらいな話でやったんでは、何か見ていると、どうも皆さんの仕事を見ていると、大体でいいだろうくらいの話でやっているように見受けられるんです。ですから、その辺もう少し。算定するときもそうなんだろうが、やはりきちんとした実績を見ながら、実績を見ると大体出ると思うんですが、やはりきちんとした当初予算でしっかり取ってやっていただきたいと思います。

何か今までの補助金あたりを含めて、見ていますと、どうも雑なやり方やっているんじゃないのかなというふうに思われますので、ひとつこの辺はよく注意してやっていただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございますか。

5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 77ページの12節の委託料、公共施設整備基本計画地質調査を詳しく説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

地質調査の件でございますが、現在役場周辺の開発の諸手続に係る基礎調査を進めているところでございます。

大体の候補地が絞られてきましたので、次に建設候補地の地質調査を行いまして、年度内に開発場所を決めていく予定で現在進めております。

地質調査につきましては、4か所実施する予定です。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） そうすると、これは統合小学校の用地になるわけ。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

小学校だけではなくて、保育所の移転の場所と、あと幼稚園も含めまして、あと小学校、そちらの全体の開発する場所のほうの決定を行うために地質調査を行います。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） そうすると、小学校、保育所、幼稚園、大体これ1か所に集めるとい

うことなんですか。

それと、候補地4か所と言いましたね。すると、これ基本計画が年度内にできるということで、それに合わせて面積とか何かも含めて全部調査をするんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

地質調査につきましては、全ての開発場所の候補地を4か所やってみて、どこがいいかというのを最終的に絞っていくという形で行っていきます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 今年度内になって、さっき言いましたね。そうすると、これから地権者の承諾なんかを取って行うようになるんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

調査に当たりましては、行政区長さんと、あと地権者の方にご説明してから調査のほうは行う予定であります。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） そうすると、年度内に調査やれば、4か所やって、それで決まれば、大体その小学校、保育所、幼稚園の場所というのが決定に。そうすると、年度内に大体決定になる予定なんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

一応予定としましては、年度内に建設予定地を決めていくというふうに、現在その予定で進めているところです。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） そうすると、基本計画も年度内、土地のほうも年度内というのと、今度は、来年度の当初予算で予算は計上になるわけですか。建物とか土地の値段は大体分かるようになりますね。それはいつ頃になるのかな。来年度の新年度予算に予定しているのかな。その辺ちょっと、どういう動きで進むか、その辺説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今回、予算をご承認いただいて、それから地質調査に入ります。これまでも防災倉庫であるとか一部は調査したところがあるものですから、そういうところ以外で、このエリアの中4か所調査をして、地盤のいい場所、そういったところのまた選定、あとは専門の方にその判断をしていただくというようなこともございますので、その状況を見て、その後どういう形で進むか。それがはっきり分かればスムーズに行くかとは思いますが、まずは調査した結果を踏まえて、専門家のご意見をお聞きした中で進めていくというような考えでございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） もうそこまでいけば、大体地質調査が年度内に分かれば、もうそのまま、今言ったような検討する、進めていくということだから、では早い、来年度にはそっこのほうの金額、大体学校に予算このぐらいかかります、土地はどのぐらいかかりますという概要というのかな、それが出てくるのかなと思っています。その辺はどうなんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

建物についての概要については今進めてきておりますので、概要についてはある程度出るかと思うんです。ただ、今度は場所選定して、その造成、そういったところも出てきますので、そこは今、地質調査をしたり、あとは調整池、今調査をしておりますが、ここに、この一帯に降った雨水等、そういったところの保留先等々もありますので、その辺今度視野に入れながらいろいろ決めていかなければならないというようなことで、今順序を追って、県のほうの土木部との調整も当然出てきますので、そういったところもこれから順序よく進めて、お示しできるかと思えます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 分かりました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 85ページの18節の負担金、補助及び交付金の須賀川地方広域消防組合分担金464万2,000円ですか、この内容を教えてください。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

消防費分担金につきましては、年度当初に暫定分布という予定額ということで、前年度比較での予算措置をしておりましたが、令和4年度、今年度分の基準財政需要額を基に、本年

の本算定の結果、確定した差額分としまして、不足分を今回増額計上しております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私は消防議会議員やっているもので、調べてみたら、須賀川市は4,000万ほど下がっているんです、分担金が。天栄村は1,200万ほど上がっているんです。それに関連はあるんですか、それには。分担金です。

時間かかるようだったら後で教えてもらえればいいですけども。一応須賀川の消防署のほうにも行って、これちょっと、須賀川は分担金が4,000万ほど下がっているのに天栄村が上がっているんだと。この内容を少し私気になっているんですけども、須賀川の消防署の総務課のほうに行って聞きましたけれども、村のほうでもし分かっているならばお聞きしたいと思った。村長にもちらっとそういう話したと思いますけれども、それと関連があるんだか。片方は下がっているのに、天栄村は上がっているということなんです。そして、計算してみたら、天栄村は1人2万5,000円ぐらいの分担金になっているんです。須賀川は1万4,000円なんです。だから、その辺も須賀川の消防署のほうに行ってお聞きしたんですけども、村のほうで、それをもし知っているんだらば。それとも、まだ時間がかかるんだらば後で教えてもらえればよろしいです。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

今のご質問の内容については不明であるため、後でお知らせしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第15号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 89ページをお願いいたします。

議案第15号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,662万円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ646万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,346万8,000円とする。

令和4年12月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

92ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入。6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額4万7,000円の増。

こちらは、天栄村国民健康保険税条例第23条第2項により減額されました未就学児世帯の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の補填分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出のほうをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目連合会負担金、補正額16万5,000円の増、こちらは県内の国保支給事務等を取り扱っている国保連合会とデータのやり取りをするシステムにおきまして改修が必要となったため、その必要経費を国保連合会へ負担金として納めるものでございます。

続きまして、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、7目保険給付費等交付金償還金、補正額71万3,000円の増。こちらは、令和3年度におきまして交付された交付金の精算返納金でございます。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額83万1,000円の減、こちらは交付金の精算返納金分等を予備費から補正するものでございます。

続きまして、94ページをお願いいたします。

診療施設勘定。

歳入。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額646万8,000円の増でございます。こちらにつきましては、現在実施しております新型コロナウイルスのワクチン接種におきまして、診療所に行っていただきますワクチン接種費用でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額6万9,000円の増でございます。こちらにつきましては、8節旅費におきまして会計年度任用職員の通勤手当の増によるものとして9,000円、10節の需用費におきましては、電気料の不足に対応するために6万円ほど増額を見込んでいるところでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額639万9,000円の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第11、議案第16号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 96ページをお願いいたします。

議案第16号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,335万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,748万1,000円とする。

令和4年12月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

98ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農林水産業費国庫補助金、補正額2,150万円の増。集落排水処理施設を持続的に管理する上で維持管理の効率化・最適化を図るための計画を策定するため、国庫補助10分の10である維持管理適正化計画策定補助金を見込んでおります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額185万1,000円の増。給与改定に伴う人件費や電気料の価格高騰による不足分、借り入れた起債において利率見直しがなされ、償還金の額が確定したことにより増額するものでございます。

歳出。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額156万2,000円の増。3節職員手当等におきましては、給与改定に伴い増額するものであり、10節需用費では集落排水処理施設等で使用する電気料の価格高騰による不足分の増額でございます。また、22節償還金利子及び割引料におきましては、借り入れた起債において利率見直しがなされ、償還金利子の額が確定したことから、減額をするものでございます。

2款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費、補正額2,178万9,000円の増。12節委託料におきましては、国庫補助10分の10である維持管理適正化計画策定補助金を活用し、集落排水施設の規模や汚水処理方法の適正化など維持管理の効率化・適正化を図り、ハード事業に必要な諸条件などをまとめた計画を作成することで、持続的に管理する上で必要な改築・改修等の整備が国庫補助事業で行えるようになります。また、22節償還金利子及び割引料におきましては、借り入れた起債において利率見直しがなされ、償還金の額が確定したことから、不足する額を補正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（服部 晃君） 日程第12、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申出願います。

議会運営委員会委員長、円谷要君。

〔議会運営委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○議会運営委員会委員長（円谷 要君） 令和4年12月8日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを
ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決
定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 令和4年12月8日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決
定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、渡部勉君。

〔産業建設常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和4年12月8日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し

たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。
記。

- 1、事 件 (1) 産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。
- 2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔議会広報常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（揚妻一男君） 令和4年12月8日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事 件 (1) 議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。
- 2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が3件ございますので、この際、日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 3時34分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時35分）

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第13、議案第17号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第17号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、取得する財産及び数量、ロータリ除雪車1台。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、5,258万円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、478万円。

4、契約の相手方、住所、福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地、氏名、会津機械株式会社、代表取締役、山内宏。

提案理由について、議案第17号説明資料によりご説明申し上げます。

今回購入予定のロータリ除雪車は、9月補正予算において債務負担行為の設定をいただき、2か年かけて整備するもので、耐用年数の過ぎた昭和59年式のロータリ除雪車の更新であり、緊急自然災害防止対策事業債充当率100%、交付税率70%を活用し、整備するものでございます。

機種につきましては、現在使用しているロータリ除雪車と同等のもので、積雪の多い湯本地区での除雪作業を予定しております。

また、随意契約により整備する経緯でございますが、ロータリ除雪車の国内メーカーは2社のみでございますが、県内での取扱い店もそれぞれに1社ずつあるのですが、そのうち1つの事業者におきましては車検や機械のメンテナンス、故障時の対応など総合的に考慮すると、本村との取引は辞退したい旨の申出があり、ロータリ除雪車を購入するには会津機械株式会社でしか対応ができないことから、随意契約という形で整備するものでございます。

資料1ページでございますが、こちらは購入仮契約書でございます。

令和4年12月6日付で会津機械株式会社と仮契約をしたところでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらが見積結果報告でございます。

令和4年12月2日に見積り開封を実施し、会津機械株式会社に決定した結果でございます。

3ページには、このたび購入予定しておりますロータリ除雪車の概要でございます。

購入物品、ロータリ除雪車(2.2メートル級)1台、オプションとして雪切板、タイヤチェーン、スノータイヤなどを予定しております。

納入場所は天栄村大字下松本字原畑地内、納入期限は令和5年11月30日、購入金額は税込み5,258万円でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第14、議案第18号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第18号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、取得する財産及び数量、除雪ドーザ1台。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、1,375万円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、125万円。
- 4、契約の相手方、住所、福島県郡山市下亀田16番地3、氏名、コマツ福島株式会社郡山支店、支店長、梅川栄。

提案理由について、議案第18号説明資料によりご説明申し上げます。

今回購入予定の除雪ドーザは、先ほど議案第17号と同じく9月補正予算において債務負担行為の設定をいただき、2か年をかけて整備するもので、耐用年数の過ぎた除雪ドーザ1台の更新であり、電源立地地域対策交付金を積み立てた除雪車整備基金を活用し、整備するものでございます。

なお、基金の現在高は1,179万1,433円ですので、差額の195万8,567円は村単独経費となります。

また、機種につきましては、昨年度、今年度の2か年で整備した除雪ドーザと同等のもので、集落内などの狭小道路の多い路線での除雪作業に適した5トン級、サイドスライドアングリングブラウ付を購入するものでございます。

資料4ページでございますが、こちらは購入仮契約書でございます。

令和4年12月6日付でコマツ福島株式会社郡山支店と仮契約を締結したところでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらが入札経過書でございます。令和4年12月2日に入札を実施し、その経過書でござ

います。

6ページには、入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。4社が入札に参加し、コマツ福島株式会社郡山支店が落札しております。

次のページをお願いいたします。

7ページには、このたび購入予定としております除雪ドーザの概要でございます。購入物品、除雪ドーザ（5トン級、サイドスライドアングリングプラウ付）1台、オプションとしてスノータイヤ、エアコン、走行振動抑制装置などを予定しております。

納入場所は天栄村大字下松本字原畑地内、納入期限は令和5年11月30日、購入金額は税込み1,375万円でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎選挙第1号

○議長（服部 晃君） 日程第15、選挙第1号 公立岩瀬病院企業団議会議員の選挙を行います。

選挙の理由を議会事務局長に説明させます。

〔議会事務局長 北畠さつき君登壇〕

○議会事務局長（北畠さつき君） 選挙第1号 公立岩瀬病院企業団議会議員選挙について。

公立岩瀬病院企業団議会議員を次のとおり選挙するものとする。

令和4年12月8日提出、天栄村議会議長、服部晃。

公立岩瀬病院企業団議会議員が令和4年12月17日をもって任期満了となることから、新たな議員を選挙するものであります。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、暫時休議をし、協議したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休議いたします。

4時まで休議します。

(午後 3時46分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 4時00分)

○議長（服部 晃君） 日程第15、選挙第1号 公立岩瀬病院企業団議会議員の選挙を行います。

選挙の理由を議会事務局長に説明させます。

失礼しました。

暫時休議いたします。すみません。

(午後 4時00分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 4時02分)

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、これより指名いたします。

公立岩瀬病院企業団議会議員に小山克彦君を指名いたします。

資料の配付のため、暫時休議いたします。

（午後 4時03分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時04分）

○議長（服部 晃君） お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました小山克彦君を公立岩瀬病院企業団議会議員当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、小山克彦君が公立岩瀬病院企業団議会議員に当選されました。

小山克彦君が席におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

事務局長より告知を朗読させます。

〔議会事務局長 北嶋さつき君登壇〕

○議会事務局長（北嶋さつき君） ただいまの選挙第1号 公立岩瀬病院企業団議会議員の当選人を、住所、天栄村大字湯本字居平27番地。氏名、小山克彦。生年月日、昭和33年8月18日生まれとする。

令和4年12月8日、天栄村議会議長、服部晃。

○議長（服部 晃君） ここで、公立岩瀬病院企業団議会議員に当選されました小山克彦君から就任の挨拶をお願いいたします。

4番、小山克彦君。

〔4番 小山克彦君登壇〕

○4番（小山克彦君） ただいま、議員皆様のご推薦によりまして公立岩瀬病院企業団議会議員に当選させていただきました。大変ありがとうございます。深く御礼を申し上げます。引き続き、企業団議員として鋭意職務を全うしたいと思いますので、今後とも議員の皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。就任の御礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で今定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第77条の規定により本日をもって閉会することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎招集者あいさつ

○議長（服部 晃君） ここで招集者である村長から、閉会に当たり、挨拶があります。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 令和4年12月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、12月6日から本日までの3日間にわたりまして、令和4年度一般会計補正予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会で成立を見ました各会計補正予算、さらには会期中に賜りましたご意見やご提言を踏まえ、引き続き各種施策に全力で取り組んでまいります。

間もなく年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期となりますが、議員の皆様方におかれましては、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年12月天栄村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時09分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 2月22日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 渡 部 勉

署 名 議 員 熊 田 喜 八

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	天栄村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月7日	原案可決
2号	天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月7日	原案可決
3号	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月7日	原案可決
4号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月7日	原案可決
5号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月7日	原案可決
6号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月8日	原案可決
7号	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月8日	原案可決
8号	天栄村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月8日	原案可決
9号	職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について	12月8日	原案可決
10号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月8日	原案可決
11号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月8日	原案可決
12号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月8日	原案可決
13号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月8日	原案可決
14号	令和4年度天栄村一般会計補正予算について	12月8日	原案可決
15号	令和4年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	12月8日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
16号	令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	12月8日	原案可決
17号	財産の取得に関し議決を求めることについて	12月8日	原案可決
18号	財産の取得に関し議決を求めることについて	12月8日	原案可決
選挙1号	公立岩瀬病院企業団議会議員選挙について	12月8日	指名推選